

農政産業観光委員会会議録

日時 令和4年6月13日(月) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後4時24分

場所 委員会室棟 第3委員会室

委員出席者 委員長 清水喜美男
副委員長 臼井友基
委員 白壁賢一 志村直毅 向山憲稔 浅川力三
水岸富美男 藤本好彦 長澤健

説明のため出席した者

公営企業管理者 中澤宏樹 企業局次長 瀧本勝彦
企業局総務課長 雨宮学 電気課長 功刀稔永
新エネルギーシステム推進室長 宮崎和也

農政部長 大久保雅直 農政部次長 原田達 農政部技監 斉藤修
農政部技監 勝俣匡章 農政部参事 茂手木知
農政部参事(畜産課長事務取扱) 渡邊聡尚 農政総務課長 小高和也
担い手・農地対策課長 原田武 販売・輸出支援課長 石川英仁
農業技術課長 功刀徹 果樹・6次産業振興課長 鈴木幾雄
食糧花き水産課長 小林栄司 農村振興課長 向井孝彦
耕地課長 浅川一輝

観光文化部長 赤岡重人 観光文化部次長 小泉嘉透
観光文化部次長 村松久 観光文化政策課長 樋田洋樹
観光振興課長 矢野久 観光資源課長 丸山孝
世界遺産富士山課長 和泉正剛 南アルプス観光振興室長 笠井利昭
文化振興・文化財課長 柳沢章司

産業労働部長 山本盛次 産業労働部次長 古澤善彦
産業労働部次長 有泉清貴 産業政策課長 中澤一郎
成長産業推進課長 行村真生 産業振興課長 三科隆人
労政雇用課長 渡辺正尚 産業人材育成課長 柏原隆仁
労働委員会事務局長 渡辺真太郎 労働委員会事務局次長 丸山正雄

議題 (付託案件)

- 第169号 山梨県公営企業の設置等に関する条例中改正の件
第171号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの
第175号 和解及び損害賠償額の決定の件
第176号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの

- 請願第4-2号 国に対し「適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入に係るシルバー人材センターへの安定的事業運営のための適切な措置を求める意見書」の提出を求めることについて
- 請願第4-3号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願第4-2号については採択すべきもの、請願第4-3号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、企業局関係、農政部関係、観光文化部関係、産業労働部・労働委員会関係の順に行うこととし、午前9時59分から午前10時32分まで企業局関係の審査を行い、休憩をはさみ、午前10時48分から午前11時52分まで、途中休憩をはさみ、午後1時から午後1時44分まで農政部関係の審査を行い、休憩をはさみ、午後1時59分から午後2時52分まで観光文化部関係の審査を行い、休憩をはさみ、午後3時から午後4時24分まで産業労働部・労働委員会関係の審査を行った。

主な質疑等 企業局関係

※第169号 山梨県公営企業の設置等に関する条例中改正の件

質疑

（丘の公園の収益最大化に向けた調査検討業務の報告について）

浅川委員 今、説明を聞きましたが、丘の公園設立当初から地域振興ということで、私ども地元の観光業者や農業者など、さまざまな方々の協力によって、維持のために協力してきた経過があります。今回、収益の最大化に向けた調査をしたということ、今発言されました。

開設当初は、テニスコート等々も予約制のような状態で大変だったことも覚えておりますし、また、後半はグラウンドゴルフということで、運動場をグラウンドゴルフのコースにし、パターのほうに移したことも承知しています。

そこで、どんな報告が出たのかをお聞きしたいと思います。

雨宮企業局総務課長 丘の公園の資産価値の最大化と収益性の向上を実現するために、丘の公園で実施しています各事業の課題や改善策、さらには事業の拡充、縮小や廃止の必要性などにつきまして、昨年度、調査検討を委託したものでございます。

その結果ですけれども、報告書の内容ですが、丘の公園は施設の老朽化と機能の陳腐化が目立ち、短期的な対策としては、投資を抑制しつつ、利用者の増加を図る対策を講じる必要があること。また、将来的には短期的取り組みを強化するための投資や老朽化した施設などの更新が必要であることなどの課題が明らかになりました。

これらの課題を解決するために、収益性を生み出すことが困難な機能は収益性の高い事業に転用する。具体的には、多額の改修費用を要するテニスコート、それから、収益性の低いパターゴルフ場や屋内プールを廃止しまして、昨今、需要が多いキャンプ場など、収益性の高い事業へ転用するという内容でござい

ます。

浅川委員 地元として、私どもも、ゴルフ場を団体で利用させていただくなど、いろいろとよく承知しております。

特に、八ヶ岳コースは、地代の問題等々もありまして、閉鎖したのがおとしでした。また、テニスは本当に利用者が少ないだろうと思いますし、先般、見に行ったところ、カビが生えているような状況でございます。ただ、プールの部分については、アクアリゾートができて、今までどのように対応し、今後どのように対応していくのか教えてください。

雨宮企業局総務課長 プールにつきましては、まず、今の状況ですが、これまで、例年の利用者数につきましては4万人から6万人程度で推移してきております。グラウンドゴルフ場がオープンしました平成27年度以降は、一時的に1割くらい増加したという経緯もございますけれども、やはり施設が老朽化していて、温水ポンプ、循環ポンプなどの修繕等を、ここ3年ぐらいしながら、何とか営業しているという状況でございます。

浅川委員 地元としても、地域振興事業はなくてはならない。特に、清里だけじゃない八ヶ岳全体の施設でございますので……。

ことして指定管理が終わり、来年から新しい指定管理になるわけですが、この辺についてはどんな考え方で進めていくのでしょうか。

雨宮企業局総務課長 令和5年度からの指定管理につきましては、まず指定管理期間ですけれども、県のほかの施設と同様に4年間として、今回の条例改正を御承認いただいた内容で、今後のコロナの超感染症社会の観光需要の高まりなどを捉え利用者ニーズを踏まえながら、さらに収益性の向上に努めていきたいと考えております。

浅川委員 たしか、私が平成15年に県議会議員になった年に指定管理の検討が始まって、平成16年から指定管理が決定したところです。それまでは公社で経営していた部分が、そういう形で変わってきました。

指定管理制度は、途中から4年に変わりましたが、私は、この部分、地元のことですからよく見ておりました。

このことについて、将来的な指定管理の方法等は、どんなお考えで進めていく予定ですか。

雨宮企業局総務課長 将来的な丘の公園の管理運営につきましては、昨年度実施しました丘の公園の収益最大化に向けた調査検討業務の結果を踏まえまして、今後、外部の専門家を交えました検討委員会などにおいて、地元からの御意見も伺いながら丘の公園の管理運営などについて検討することを考えております。

浅川委員 検討委員会をつくるということで、大変いい方向かなと思います。私もこの部分については、観光業者、観光振興会の役員として長年関与いたしてきておるところです。

特に、地域振興事業ということで100万円を計上させていただいていますよね。先般の6月5日には、18回目を迎える清里ウオークという約1,000人をお迎えしてのウォーキングを実施しました。公営企業管理者が副委員長になって、清里、それから八ヶ岳南麓の振興に努力されたところでございます。

これから、美し森など清里高原を中心とした中で、どのような形で進めてい

くのか。また、この検討委員会について説明していただきたいと思います。

雨宮企業局総務課長 今後の丘の公園のことにつきましては、先ほど申し上げました検討委員会も開きながら検討していきたいと思っております。そういう中で、これまでの指定管理の中でいろいろと課題も出てきておりますので、そういったことも含めて、あり方を検討していきながら収益の改善に結びつけていきたいと考えております。

浅川委員 施設ができて30年以上たっておりまして、ゴルフをやる方だったらわかると思うのですが、クラブハウスについても、もう手の入れようがない状況です。毎年、企業局が4,000、5,000万円の修理代を出しても、これから先、クラブハウスが本当に再生できるのかを非常に危惧しておるところでございます。

私は、これからの指定管理については4年とかではなく、長いスパンで見えていただくことが肝要かと思いますが、そのことについて、何か考えがございませうか。

雨宮企業局総務課長 今、指定管理につきましては4年間ということで、県のほうで修繕をしながらやっていますが、こういった管理の仕方では難しい部分があるという課題も出てきておりますので、そういったことを踏まえて、あり方検討の中では管理・運営の方法などにつきまして検討していきたいと考えております。

浅川委員 長い間、県の直営でやっていました。1度指定管理に出して、1億5,000万円の地代から始まりましたが、だんだんじり貧になってきて、これから企業局が本格的に投資するのであれば、莫大な投資が必要だと思います。10、20億円くらいかかるのではないかなと思いますので、これから先、指定管理を4年じゃなくて10、20年の長い期間にして、例えば、PFIのようなものを導入して、ここを守っていただかなければ、我々八ヶ岳南麓の観光業者の拠点ですから、さまざまな部分でここはリーダーシップを取っていただかなければ困ります。

その辺の考え方について、公営企業管理者はどのようなお考えですか。

中澤公営企業管理者 ただいま浅川委員から非常に貴重な御意見をいただきました。

私が県庁に入ってすぐに丘の公園ができました。当時は、丘の公園のゴルフ場の予約を取ることができなくて、非常に混んでいるという状況だったのですが、委員御指摘のとおり老朽化も進んで、またコロナ禍の影響も受けまして、非常に経営が厳しい状況になっております。

今の委員御指摘のとおり、4年のスパンという指定管理ですと、指定管理者のほうで投資をして、それを回収するのは無理というお話も伺っておりますので、委員から非常に貴重な御指摘をいただきましたので、また議員の皆様方にも諮る中で、指定管理の期間が果たして4年でいいのか、もっと長いことができるのか、それからPFI、PPPというプライベートの資金を使ったやり方というのもありますので、さまざまなことをしっかり排除することなく検討して、丘の公園は、清里地域だけではなく八ヶ岳南麓、北杜市の観光の拠点でございますので、私どもも、腹を据えてしっかり検討していきたいと思っております。

白壁委員 今、浅川委員も言われたのですが、私も当時いろいろと関わりを持って、3年から4年に変えるとか、当時、クラブハウスのエアコンがこうだ、燃料が1

バレル147円くらいに上がったときに、燃料の補填で3,500万円入れたとか、そういったことを今思い出した……。

基本的なところを教えてほしいのですが、いわゆる設管条例を変えるということは、報告書にのっとったものとして、考え方自体が変わってきて、この設管条例だとなじまないから、これを一度フリーな状態で、変更できるような状態にしておいて、これから先動くという意味で設管条例を変えるのか。

雨宮企業局総務課長 設管条例を改正する理由ですけれども、テニスコートの廃止等がございますが、これをもとに、今後、これを御承認いただいた後には、指定管理者の選定委員会を開きまして募集をしていきたいと考えております。

白壁委員 設管条例の中では4年とかは出ていない。いわゆる、どういうものをどういう方向で管理していくかという設置及び管理。

これ、管理のことは書いていないけれども、通称設管条例ですよ。

報告書が出てきて、今いろいろな話があったけど、報告書の中には明確にいろいろなものが出ているのか。例えば、ゴルフ場の一部がこうだとか、パターゴルフやテニスコートを廃止して、今グランピングがはやりだから、温泉も活用しながら施設をつくってキャンプもできるようなものにしていくべきだとか、そのように具体的に書いてあるの？

雨宮企業局総務課長 報告書には、それぞれの施設につきまして、理由が具体的に書いてございます。少し説明をさせていただきますと、テニスコートにつきましては、このところずっと利用者が少なく、なおかつ、今ひび割れ等の損傷をしていて使えない状況になっておりまして、それを改修するのに1,400万円以上の費用がかかると言われています。そういった改修をしても、今後、投資の回収ができないことから、ここは廃止して、キャンプサイトなどに転用していくことが望ましいということです。パターゴルフ場につきましても、レジャーの中では売上が少なく、他施設の収益回収にもつながりにくいということで、収益の改善につながるような転用をしていくべきだとされています。屋内プールにつきましても、プール市場が全国的にも衰退している中で老朽化し、維持管理費の負担が大きく、採算性が確保できないという中で、他の用途に転用していったらどうかということになっております。キャンプ場につきましては、昨今、キャンプ需要が高まっている中で利用者も増加しておりますことから、サイトを拡充して、土日は予約が取れないという状況もございますので、そういった方たちを取り込みながら、利用者の増加を図っていくべきだという内容になってございます。

白壁委員 そういう報告書があって、今度の指定管理者はPFIとPPPをという言い方だったが、それらは似て非なるもので、イギリス型のプライベートとパブリックでパートナーシップを組むのと、PFIは投資をしながらやっていくという形だが、そういったものがベストだという報告もあったのか。

雨宮企業局総務課長 報告書の中では、民間の投資を呼び込んで、その中でいろいろな施設の改修等をして収益改善を図っていくということであれば、やはり4年間というのは短いということで、そういった期間についても検討する必要があるという内容になってございます。

白壁委員 そういう方向性も示されているということだけど、そうすると、今度、指定管理者を募集するときには、報告書にのっとった基本計画の中で募集をかけて

いくということか。それとも、プロポーザル型で、丘の公園をこういう形にするとこれだけ収益が上がるからという形にするのか。どういう捉え方で考えているのか。

雨宮企業局総務課長 廃止する施設につきましては、廃止はいたしますけれども、その活用方法につきましては、参考程度にキャンプサイトなどということを示していきたいと思えます。ただ、より収益性の高い提案がなされれば、それを検討していく形を取りたいと思っております。

白壁委員 ということは、指定管理を募集するときにプロポーザルでやるようなイメージということだね。

今の景気動向の中で、山梨県は財政不如意において、企業局も同じで、なかなか投資ができないということもあるが、まだ借金もあるし、今、景気が良くないのだが、ゴルフがすごく盛んになっていることは御存じか。若い人たちがすごくゴルフをするようになってきたということをお聞きですか。

雨宮企業局総務課長 ゴルフにつきましては、コロナの状況の中でもそれほど減っていないということで、今、委員御指摘の若者のニーズも高まっていることは承知をしております。

白壁委員 今、多くの若者がゴルフを始めているが、あまりお金がないから、インフレ、いわゆる可処分所得が上がらない中でゴルフが盛んになったのは、価格が安かったから。そして、中古のゴルフクラブがすごく売れている。

若い人たちがすごく始めているということは、ここ何年かで、またゴルフブームが来るのではないかと、私は感じています。

パターゴルフ場をもう一度本物のゴルフ場に直せとは言わないが、こういったものをうまく活用することと、説明にあったように、キャンプサイトというよりも施設型のグランピングで、サウナ併設型というのも、またすごくブームになっているから、こういったものは10、15年続くと思う。

そのようなこともあわせ持って募集をかけていくのでしょうか。

こうするとこれだけ人が来る。我々もこれだけ投資するから、あなたたちも投資してください。4年間では収益が回収できないから、それを8、10年にしましょう。そのようなことが提案型の中に入ってくるということでしょうか。

雨宮企業局総務課長 ゴルフやグランピングにつきましては、貴重な御指摘をいただきましたけれども、そういったことを踏まえまして募集をしていきたいと思えます。また、期間につきましては、次の指定管理につきましては4年間ですけれども、次の次、令和9年度以降につきましては、指定管理期間についても検討していかなければいけないと考えております。

白壁委員 次の指定管理期間でやらないとブームは終わってしまう。報告書が3月に出たのであれば、すぐに時代に適応したものをやっていくべき。

パブリックとプライベートがお金を出して、そのパートナーシップによって、8年なのか10年なのかはわからないけど、そういう計画にのっとったものでプロポーザルをしたほうが、筋道が通っている気がする。設管条例をここで変えれば動けるから。

あとは、指定管理の関係も変えていかなければならない。設管条例だけでなく指定管理も変えなければならぬけど、管理者、どうだろう？

そういう方向で行くということは、今までの公務員のがちがちの頭ではなく、

少し民間にも知恵をもらったり、お金を出してもらったり。全部民間というわけにもいかないから、我々がやるべきことはやる。そこまで決まるのであればすぐにやろう。

行政だから段階的なものがあり、なかなか難しいということもよくわかるけど、良い方向にいくのであれば早くしたほうが良いと思う。時代はすごく動いているから。

あとは、1日2万人、年間720万人のインバウンドが解禁されから、こういったところも視野に入れて考えて。報告書のどこに書いてあるのかはわからないけど、そういったことも考えたときに、やるのであれば早くやったほうが良いと思うけど、総体的な管理者の御意見を伺いたいと思います。

中澤公営企業管理者 非常に貴重な御提言ありがとうございます。

先ほど浅川委員からも、やはり長いスパンでやらないと民間の方々に対応できないというお話をいただきましたし、今、白壁委員からも同じ御趣旨の話がありました。

私どもとしては、すぐに直せるところは条例を改正しまして、施設の部分につきましても、民間の知恵も生かしながら、すぐにでも収益が上がる事業に、次の指定管理の部分でやろうと考えました。しかし、実は指定管理者の期間というのは、先ほど委員から御指摘がありましたとおり、別の形の中で4年というものが決められております。議員の皆さん方の度重なる御審議の中で、今の指定管理の期間が定められておりますので、それを今度、申し訳ございませんが我々の施設だけ10、20年にしてくださいということをするのであればいいのですが、そこが我々の提案が遅くなってしまった部分もございまして、指定管理の期間を直すというのが間に合わなかったものですから、今回、検討委員会をしっかりとつくらせていただいて、地元の皆様方の意見や議員の皆様方の意見をしっかりと聞いて、次の指定管理のときには収益が確保できて、民間の方々もしっかりタッグを組んで、丘の公園を北杜、山梨の北側の観光の拠点としてしっかりと、なおかつインバウンドも取れる部分はしっかりと取っていただけるような形、中部横断道もできておりますので、しっかりと観光客の皆さん方に楽しんでいただける、あそこで周遊していただいてしっかりとお金を落とさせていただけるような施設になるように、我々も一生懸命頑張ってまいりたいと思っておりますので、また委員の皆さん方からも、さまざまな御意見、貴重な御指導をいただければと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

白壁委員

管理者から答弁いただいたのですが、質問じゃなく青年の主張を。

1年、2年の随契的な後につながるような契約手法。4年間は4年間じゃない。これは、随契でも何でもない新たなものになっていく。だけど、ここで準備期間を置いた1、2年の随契的なその先ということは現状ではない。でも、やって考えてできないこともない気がするが、今やるほうがベターですよという意味合いで、青年の主張をさせていただきました。

管理者から答弁をいただいた後に、そんなことを言って申し訳ございません。

向山委員

浅川委員、白壁委員が質問した後で恐縮ですけれども、報告書は出せるものですか。報告書をもとに審議しているのに、報告書がないと審議のしようがないのですが、報告書を出していない理由があるのですか。

雨宮企業局総務課長 報告書は概要もございますので、後ほど提出をさせていただきたいと思っております。

向山委員 　　ぜひ概要と大元のものをデータで入れてもらえれば確認できると思います。
報告書をもとに条例改正するのであれば、審議資料の中に入れていただかないと、その報告書の中身を踏まえた吟味ができないので、また資料としていただければと思います。

清水委員長 　　各委員に申し上げます。ただいま、向山委員から報告書の提出要求がございました。委員会として執行部に要求してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

清水委員長 　　執行部に申し上げます。ただいま向山委員から要求のありました報告書の概要ともとの資料と含めて提出をお願いいたします。

向山委員 　　もう一点、これは存じなかったのですが、令和3年度の調査検討業務、これは予算書を見てもなかなか出てこないのですが、何年度予算のどこで執行されているのでしょうか。

雨宮企業局総務課長 　　昨年の9月補正予算で、約1,700万円の予算をいただいております。

向山委員 　　確認ですが、どこが落としているかを確認します。

雨宮企業局総務課長 　　委託した事業者につきましては、三菱総研でございます。

討論 　　　　なし

採決 　　　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑 　　　　なし

主な質疑等 農政部関係

※第171号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(米国産すもも・もも現地実態調査事業費について)

志村委員

農の3ページ、米国産すもも・もも現地実態調査事業費についてお伺いをしたいと思います。

昨年度も日本スモモの輸入解禁ということがありまして、ことしに入って2月4日にアメリカ合衆国から輸入解禁要請の提出があったということで、このことに関しては、私も個人的なことを言えば、今朝から露地桃の収穫が始まりまして、実際、生産者の立場からしても非常に脅威を感じているという声もあれば、もう既にすみ分けができていたという声もあります。ただ、やっぱり量的なものからすると、日本で生産している量を凌駕する生産量ということで、その中の一部とはいえ、どういものが出てくるかということでは非常に関心が高いというのは間違いないと思います。

今、まだ日本一の桃・スモモの生産量を誇っている山梨県ではありますけれども、実際には桃の生産量もじわじわと減ってきている中で、米国における実態調査に行っていただけということですから。JAからも、スモモのときの現地説明会で、「こういうことがある前に行けなきゃ駄目だ」というお叱りもいただきましたし、うちの組合長からもそのようなお話をいただきました。

今回、7、8月に予定されているということでの予算計上でもありますので、この内容について幾つかお伺いしたいと思います。

今、アメリカで栽培されている桃は、非常に期間が長く、4月から11月ぐらいまで収穫できると説明を受けています。カリフォルニアは合衆国全体の7割ぐらいの桃の生産量という概要をお聞きもしましたけれども、緯度や産地の気候などで、時期も品種も非常に多く、違いがあるのではないかと考えています。

まず、この実態調査を具体的にいつどのような時期に、またどこに行くのかについてお伺いしたいと思います。

鈴木果樹・6次産業振興課長 米国のスモモ・桃の産地の実態調査は、本県のスモモ・桃と競合する7月から9月に実施することで計画しております。まずは事前調査を、それから8月には県やJAの関係者等で視察調査を行い、あと後継の調査を行うこととしており、計3回の実施を予定しております。

また、現地調査を行う地域としましては、米国でスモモ・桃の生産量が最も多いカリフォルニア州の中央部のフレスノ地域を中心に予定しております。

また、調査地域の場所としましては、生産・出荷状況、あと果実品質、それから品種動向等の調査として、生産者団体や農園など、また、流通ルートや販売価格の調査としまして、現地のスーパーや果実販売店などを予定しております。

志村委員

今回の内容には、視察団の派遣費補助ということで補助先が農協等となっております、10分の10で補助を行うとなっております。この視察団の派遣補助金について、もう少し具体的な内容の御説明をお願いします。

鈴木果樹・6次産業振興課長 視察団派遣費補助金につきましては、県内のスモモや桃の主要産地のJAや農業団体が現地実態調査を行う職員を派遣する経費として10分の10を補助するものであります。

志村委員 今の段階では、どのくらいの規模で行くのかということについてお答えできないかもしれませんが、その点についてはどのような状況でしょうか。

鈴木果樹・6次産業振興課長 主要産地のJAとしましては、3JA、フルーツ、ふえふき、南アルプス市を検討しております。また、農業団体としましては、中央会、あるいは全農を計画しております。

まだ、桃については輸入要請という段階ですので、大人数というよりは最低限の人数で計画をしております。

志村委員 ちなみに、海外からの輸入解禁要請というのは、ことしまでにかなりの数が出ていて、6月2日の時点で49カ国から151品目、いろいろな国々から日本に対して、いろいろな果物の輸入解禁要請が来ていると、私も承知しています。特に、スモモに関しては、もう入ってきているので、今後、さらに現地の状況を見ていただいて、これをどう県内の生産者に、影響ができるだけ出ないような形で生産力を強化していくか。そして、桃に関しても、黄肉、白肉、それから毛のあるなしも含めて、日本では今、硬い桃の嗜好になっていますけれども、そうすると、輸入される桃もそういう物が来る。その価格が安いと非常に影響を受ける可能性が高いということもありますので、この調査をどのように生かしていくかということが非常にポイントになると思います。この点についてどのようにお考えなのか、お願いします。

鈴木果樹・6次産業振興課長 今回の調査につきましては、調査内容を報告書等に取りまとめるとともに、それをもとに県内のスモモ・桃の栽培者、あるいはJA等に対して説明会を開催し、米国におけるスモモ・桃の生産状況等について詳細な情報を提供していきたいと考えております。

さらに、日本産と米国産の品質あるいは品種の違い、それから、競合時期などを明らかにして、より効果的な産地強化策に活用していきたいと考えております。

志村委員 日本からも、輸出額が年々ふえており、山梨からも桃やブドウなんかも輸出されていますが、聞くところによると、台湾・香港には、うちのほうのJAから桃が行っていますし、台湾・香港にはアメリカからも桃が入っている。その中で、マーケットとしてはすみ分けができています。日本の高品質で高単価な物と、アメリカから来ている廉価でそれなりの桃。今は、こういう状況だと思うのですが、今後、輸出・輸入も含めて鮮度を維持しながら移送できるようになってくると、日本にも強みができますが、輸入果実の脅威が高まるということにもなります。

今回の調査を踏まえて、報告書が完成しましたら、私たちにも見せていただきたいと思っておりますし、それを踏まえて、今後どこに注力していくかというところまで検討・議論を進めていただきたいと思っておりますが、その点についてお答えをいただけたらと思っております。

鈴木果樹・6次産業振興課長 輸入・輸出については、飛行機あるいは船便がありまして、船便になりますと、どうしても低価格ということで脅威になってきます。それに

については、冷蔵貯蔵での輸送ということもありますので、本県としましては、冷蔵での貯蔵というところの試験を果樹試験場でもやっております。それらの成績等を踏まえた中で、より生かしていき、打って出ていくということも踏まえて、対応をしていきたいと思っております。

志村委員

少し前の氷温貯蔵という非常に難しい技術ではなく、今は凍らないくらいのレベルで、かなり長期間鮮度保持できるという技術もできており、県内の農業をやられている企業さんなどとコラボして、そういう研究開発も進んでいると聞いています。ぜひ、県としても、そういうところも含めて、今後のグローバルな果物の移動というところに対する関わりにも期待を申し上げ、強い産地づくりもあわせてお願いをして、質問を終わります。

藤本委員

農の3ページ、米国産すもも・もも現地実態調査事業について追加質問いたします。

今、志村委員から実態のことについて詳細に質問答弁がありました。

先ほど課長から説明があったように、生産出荷状況、そしてスーパーや販売店と農園に何うということだったのですが、カリフォルニア州でのスモモ・桃産地を視察するという事なので、向こうの行政のヒアリング調査や打合せ等については、今の段階でどの程度進んでいるのでしょうか。

鈴木果樹・6次産業振興課長 視察の関係の打合せ等につきましては、農水省を通した中で一本にして、アメリカの農水省に当たる部門と連携を取ってやっております。また、具体的にどこという農場の名前まではいっていませんが、現状、検討して協議しているという段階になります。

藤本委員

そうしますと、本県とカリフォルニア州の視察地との間に農水省を挟んで、農水省を通して向こうとやり取りをしていただいているという形で理解してよろしいでしょうか。

鈴木果樹・6次産業振興課長 そのとおりでございます。

藤本委員

そうしますと、私が一番危惧していますのは、スモモについては、農水省が産地に対して敬意のかけらもないような対応をして輸出解禁に至ってしまった。今回は農水省の思いやりかもしれないのですが、桃が申請の段階になって、国内の桃産地に対してスモモのようなことをしてしまっただけで困るということで、このような対応になったとは思いますが、こちらとして主張すべきことは主張してもらいたいと思います。

特に、私が危惧していますのは、御承知のとおり、米国は農産物の輸出を国家戦略として進めていると考えています。例えば、米国産スモモにおいては、既に輸出の自由化が始まってしまったのですが、米とか小麦、また、トウモロコシでは、差額補填が実施されている。私たちの国に米国産スモモを輸出し、需要の創出を支援するため、例えば、米国自体、あるいはカリフォルニア州からの輸出の経費の補助などが行われているということが指摘されているんですね。これは、いわゆる輸出補助金の支援が行われているということで、本県の生産者も、もしそのようなことが行われていたら、とてもじゃないけれども太刀打ちできないと憂慮する声を聞いています。

そのため、本県としても、米国産スモモの輸出において、国や州からの政策支援の実態など、いわゆる輸出補助金が出されているかということなどを、カリフォルニア州と農水省が間に入っているということですが、ぜひ調査

してもらいたいと思います。

そこで、県として、米国産スモモ及び桃の生産振興などの農業政策の実態について把握するため、カリフォルニア州とのヒアリング調査を行っていただきたいと思いますが、どの段階で行っていただけますでしょうか。

鈴木果樹・6次産業振興課長 今回の御質問につきましては、県と国というわけにはなかなかないので、農水省を通した中で話を進めなければならないと理解をしております。できれば視察へ行く前に、農水省にお願いをする等、協議を進めていきたいと考えております。

藤本委員 そこはとても大事な視点だと思います。もし向こうが州レベルで、例えば、向こうがカリフォルニア州だとするならば、うちとしては山梨県が同じ立ち位置になるはずですので、こちらが期待する回答をいただけないかもしれませんが、そこは農水省に頑張ってもらって、調査に行く前に、こちらからは調べていただきたいと思います。もし、そのような実態が確認できた場合は、県としても力強い対応を取っていただきたいと思います。

鈴木果樹・6次産業振興課長 ただいまの件につきましては、国と連携をしながら協議して、対応していきたいと思っております。

(採卵鶏における快適性に配慮した飼育方法の生産性評価試験費について)

藤本委員 農の5ページ、採卵鶏における快適性に配慮した飼育方法の生産性評価試験費についてお伺いします。

まず、この事業の具体的な中身についてお聞かせください。

渡邊参事・畜産課長 この試験の具体的な中身につきましては、世界的に家畜のアニマルウェルフェアというものが求められる中で、それぞれ流通業界から通常の行動様式を発現する自由みたいなものに対する要望もございまして、今、国が全体的な指針の見直し等々に取り組んでおります。

今回、山梨県でやる試験につきましては、日本の養鶏はケージの中で飼われており、それは生食で卵を食べるものですから、いかに衛生的に飼育するかということで今のスタイルが取られてはおりますけれども、アニマルウェルフェアでいきますと、今度は止まり木とか、巣箱とか、砂遊び場、そういうものも必要になりますので、どのようなケージを改良していったらいいかという試験に取り組むということでございます。

藤本委員 課長がおっしゃるとおり、よその国と私たちの国では、卵の扱い方、食べ方、食生活、文化なりが全部違うので、そういう衛生環境に配慮した飼育方法にどうしてもなってしまうと思います。

そこで、今回、この試験を行うことによって、まだまだ県民の皆さん、ひいては消費者の方たちが、この飼い方、どうやって卵が産み出されるのかなどをなかなか理解しにくい部分があると思うんですが、この試験研究の結果が出たときに、どういう形で周知を図っていくのかお聞かせください。

渡邊参事・畜産課長 まず、アニマルウェルフェアの推進につきましては、昨年、全国に先駆けて山梨県が認証制度を創設したところでありまして、消費者の皆様向けにつきましては、さまざまな機会を通じてアニマルウェルフェアの推進をしてまいりたいと思います。

この試験データにつきましては、国の報告書もあるのですが、山梨県内の農

家に普及できるものについてはしっかり普及していきたいと考えております。

藤本委員

既に県のホームページに掲載してくださっていることもあると思うのですが、できる限り生産者の方たちにわかりやすく情報を提供していただきたいと思います。

引き続き伺いますが、そうは言いますが、改めて、本県の畜産経営の中での採卵鶏におけるバタリーケージでの飼育実態、その変容と推移はどうなっているのかお伺いします。

渡邊参事・畜産課長

現在、山梨県内には50万羽から60万羽ほどの採卵鶏、50万羽ほどのブロイラーというか地鶏も含めて、約100万羽を超える鶏がいますけれども、卵の採卵につきましては、ほとんど9割がケージだというようなイメージで思っただけだと思います。

あと、ブロイラー等につきましても、甲州地どりのようなものは平飼いでしっかりやっておりますけれども、ブロイラーも何とか平飼いにもなるので、本県の認証制度の基準でいきますと、ある程度はクリアできるんじゃないかと考えておりますので、しっかりと推進していきたいと考えております。

藤本委員

今、課長から教えていただきましたように、本県の鶏は9割以上がケージの中で飼育されているということだったのですが、本県で9割以上の鶏の飼育をされている農家の皆さんがケージ飼いを続けておられたという主な理由は、県としてどのように把握されているのでしょうか。

渡邊参事・畜産課長

冒頭にも申し上げましたが、毎日、生で食べる卵でございますので、いかに衛生的に、例えば、ふんに触れないような形で。ケージで飼うと、ケージで産んだ物がころころと前に落ちてきて、そのままベルトコンベヤーで運ばれるという、衛生的に処理するための飼いが今のバタリーケージだと御理解いただければと思います。

藤本委員

衛生面もあると思いますけれども、労力とか、そのほか機能性とか、いろいろなことで今日まで本県においても全国におきましてもケージ飼いを推進してきたと思います。

一方で、こういうことも報告されています。それは、卵につきましては、近年、品質だけではなく、味などのうまさやおいしさ、栄養価や機能性に加えて、鶏の生育過程において福祉に配慮しているかどうか品質のよしあしを決めているということが言われています。ストレスがなくて健康に育った鶏からは健康な卵が産み出され、安心な卵を得られるという考えが大分定着してきたと私自身も理解しています。

そこで、アニマルウエルフェアに照らし合わせた場合、畜産経営での採卵鶏におけるバタリーケージの飼育は、県としてどのように評価されているのでしょうか。

渡邊参事・畜産課長

私たちがつくり上げましたアニマルウエルフェアの認証制度につきましては、決してバタリーケージを否定するような話ではございません。そういう中で、平飼いなり、そういうものに取り組むことによって、知事も申し上げております新たな付加価値というか、高付加価値、一つの付加価値の要素として、今、藤本委員から御指摘がありましたように、多様な消費者がおられて、そういう卵しか食べないような方も中にはおられまして、そういう多様な消費者に向けた新たな付加価値を見出すための認証の取り組みと御理解いただければと

思います。

藤本委員 ぜひ、これからも多くの採卵鶏が、一生を健やかに育つことができるような飼育環境の広がりが見られますように、引き続き、県として採卵鶏においても多様な飼育環境を保全しながら、着実なアニマルウエルフェアの前進につながる県の取り組みを期待します。

志村委員 済みません、関連してお聞きしますが、当然、ケージフリーが必ずしも良いとか、それだけを推奨するというじゃないと思うのですが、今、鶏卵もかなり輸出されていて、それで15億個、20億個、ちょっとボリュームはわかりませんが、香港とか中国へ行っている。そもそも、そのようなニーズがあるのか、あるいは、山梨の鶏卵の生産されている物の中で輸出に回っているものがあるのか。現状だけ教えてください。

渡邊参事・畜産課長 まず、畜産物全体についてですけれども、東京オリンピック2020があったときには、基本的にはGAPになりました。そこには、畜産のGAPには必ずアニマルウエルフェアという項目がありましたので、やはり世界の潮流としてはアニマルウエルフェアというのは外せない。特に、輸出に関しても衛生面も含めてないと考えております。

そういう中で、香港等に卵の輸出をされておりますけれども、九州とかの大きなところが現状でありまして、山梨県内でも輸出に興味のある方々もおられますので、またいろんな面でアニマルウエルフェアという一つのフックを、またうちの価値としてやる中で、あとは衛生的な基準をクリアするかどうかだけですので、そういう取り組みにはしっかり取り組んでいきたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第176号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(県産肉・牛乳支援事業費補助金について)

向山委員 農の2ページの県産肉・牛乳支援事業費補助金についてですが、この配送のスキームを確認したいのですが、生産者から困窮世帯の方々、また、消費をされる皆さんに、どのようなルートで行くのか、確認をしたいと思います。

小高農政総務課長 こちらは、補助先であります県農業協同組合中央会を、また、子供食堂などのネットワークを通じて各支援対象者にお届けするものでございます。

向山委員 もう少し具体的に教えてもらいたいと思います。

小高農政総務課長 まず、肉につきましては、県産肉の牛、豚、鶏肉の3点セットを、それぞれ切り分けた物を冷凍にして、1パッケージにして送付いたします。牛乳に関

しましては、1人当たり、1リットル2本を想定し、子供食堂などを通じて冷蔵車をレンタルして配送するものでございます。

向山委員 基本的には、中央会にその部分を投げて、そこからフードパントリーやフードバンクといったところをお願いをしてやっていただくという認識でよろしいですか。

小高農政総務課長 おっしゃるとおりでございます。

向山委員 承知しました。その先は配送業者を使うのではなく、フードパントリーやフードバンクであれば個々の事業者がやると思うのですが、例えば、消費期限や子供たちのアレルギー、食中毒の問題もあると思います。そこら辺は、県として、どのようにフォローをしていくお考えでしょうか。

小高農政総務課長 まず、温度管理等につきましては、冷凍での配送、あるいは冷蔵庫を使った配送、そして、賞味期限を考慮しながらの配送をさせていただきます。

また、アレルギー等につきましては、まだスキームを検討中ですが、アレルギー食品を口にするのしないよう注意して配送をしたいと考えております。

向山委員 仲介に全て任せるわけではなく、その先の部分も御配慮いただいて対応を行っていただきたいと思っております。逆に、困窮世帯と児童養護施設について、児童養護施設はわかるのですが、困窮世帯というのは、どのような定義で配送される予定でしょうか。

小高農政総務課長 子供食堂が現在支援しております家庭を対象といたしまして、その家族を含めまして、おおむね2,100人。それから、施設の関係が200人という積算しております。

向山委員 承知しました。そうすると、基本的には、団体ではフードバンクやにじいろのわといった具体的な団体をお願いをするということですね。世帯収入で分けて、その世帯が応募すればもらえるということではなく、あくまでフードバンクやにじいろのわなどに加盟・参加している方に届き、それ以外の方には難しいという、今は、そのようなスキームになっているということですか。

小高農政総務課長 おっしゃるとおりです。にじいろのわなどを想定しております。

向山委員 承知しました。にじいろのわでも、いろいろな県内全域のネットワークの中で行われているというのを承知していますので、そこを活用していただく。また、児童養護施設もあるのですが、5,000万円以上の予算をつけてやっているものでありますので、広くいろいろな家庭の皆さんに行き届くよう、そこも工夫していただきたいと思っております。

(ふるさと納税返礼品開発事業費について)

もう一点、農の3ページの飼料関係対策事業費の中で、ふるさと納税の返礼品開発事業とあるのですが、この具体的な内容をお伺いします。

渡邊参事・畜産課長 ふるさと納税につきましては、地方自治体の非常に有効な財源ということで取り組みをする中ではございますけれども、基本的には、今回開発する畜

産物は、甲州牛、甲州ワインビーフ、甲州富士桜ポーク、甲州地どりのブランド食肉4品種をターゲットにしまして、これから人選になるのですが、有名どころのシェフ等に監修をいただく中で、ふるさと納税として興味を示していただけるような商品開発をしてまいりたいと考えております。

向山委員 山梨県産の畜産物を使ったレトルト食品とかをつくるイメージでしょうか。

渡邊参事・畜産課長 レトルト食品よりも、できればしゃぶしゃぶセットとか、豚カツセットのように、その物の素材をしっかりと味わっていただけるような物を開発したいと考えております。

ただ、これからいろいろな皆さんと検討する中で、レトルト食品もあるかもしれないませんが、私どもとしては、素材のよさをわかっているような商品にしたいと考えております。

向山委員 済みません、素人なので、ちょっとわからないのですが、しゃぶしゃぶセットとか豚カツセットを有名シェフが500万円かけて開発をするのは、どういう費用になるのですか。

渡邊参事・畜産課長 予算の内訳につきましては、4品目で、1品目125万円を考えておまして、今の積算でいきますと商品開発費に45万円、あと、開発した物を食品業者なり加工業者等に技術講習をするのに30万円、あとは、パッケージの製作に50万円という形で計上しているところでございます。

向山委員 済みません、有名シェフがどこにどう絡んでくるのですか。そこにこだわって申し訳ないのですが、ふるさと納税であれば普通にしゃぶしゃぶセットや甲州牛セットでいい気がするのですが、経費に500万円かける部分がわかりにくいのですが、もう一度お伺いします。

渡邊参事・畜産課長 有名シェフへの報償費としましては、もし委託をするとすれば、商品開発費と技術の講習費の合計で75万円ほどを見込んでおります。これは、予算の範囲でございますので、どのような形で商品開発をしていただくかは、これからしっかり交渉する中で予算を決めて執行していきたいと考えております。

向山委員 最後に確認です。この部分に関しては、県が直接行うのでしょうか。どこかが間に入る場合、その企業がわかればお伺いします。

渡邊参事・畜産課長 これは、県が直接委託するような形で進めていきたいと考えております。

(配合飼料価格高騰緊急支援事業費について)

臼井委員 課別説明書、農の3ページ、配合飼料価格高騰緊急支援事業費についてお伺いさせていただきます。

畜産業についてですが、配合飼料の高騰ということで、生産コストが大変増加しているということでもあります。価格への転嫁が大変厳しい業種であるということと、それに伴って、今、大変厳しい経営を強いられているということだと思います。

本事業による畜産農家への支援について、5月に県の畜産協会などが知事に要望書を提出しているということもありましたものですから、幾つかお伺いさせていただきます。

まず、配合飼料の価格の推移について、お伺いいたします。

渡邊参事・畜産課長 まず、配合飼料につきましては、価格決定で3つの要素がございます。
1つ目はトウモロコシのシカゴ相場、2つ目はフレートと言われている船運賃、
3つ目は為替でございます。

配合飼料につきましては、平成18年度あたりは1トン当たり4万円という金額で推移しておりましたが、その後、トウモロコシのバイオエタノールへの仕向けがあつてシカゴ相場が高騰しました。そういう中で、その後、何とか6万円台ぐらいまで上がって、それがずっと高止まりで推移をしてまいりました。3年ほど前から、今度は中国での需要が増加しまして、一気に8万円台に上がり、現在では8万円台の後半まで上がっているという推移でございます。

白井委員 畜産物は牛肉とか豚肉など、かなり多くあると思いますけれども、飼料代の生産費に対するそれぞれの畜産物の割合について、全部は大変だと思っておりますので、主たるもので結構ですけれども、そこを教えてください。

渡邊参事・畜産課長 生産コストに占める飼料費の割合でございます。一番高いのが豚で約6割が餌代で占めております。次に、酪農でございますけれども、北海道はあれだけの自給飼料の面積があるので低いのですが、都府県でいきますと、やはり5割が餌代で半分を占めている。肉用牛につきましては、繁殖牛については3割ほど低いのですが、肥育だけやっている農家については、やはり5割ほどの飼料費が占めております。最後に養鶏でございますが、養鶏もブロイラーで56%、採卵鶏でも47%ということで、大体半分と御理解いただければと思います。

白井委員 休憩前に渡邊参事から配合飼料の価格の推移について御説明を受けました。多くの畜産物がある中でも、大方が生産コストの中で5割、6割という配合飼料でウエイトを占めているという御説明を頂戴したところです。

私は、畜産農家の方々から、この5割、6割を占める配合飼料が、今、2割も3割も高騰してきているという話を聞きました。なおかつ、先ほどの説明の中で配合飼料価格が以前4万円だったものが今は8万円代の後半までいっていると、倍以上上がっているという状況の中で、経営が大変厳しい畜産農家ということになろうかと思っておりますけれども、この価格高騰分に対する補填を直接行わないのはなぜかをお尋ねいたします。

渡邊参事・畜産課長 今回の予算では、配合飼料価格の高騰分を直接計上しないということについてでございますが、まず、配合飼料の価格の安定の影響緩和対策につきましては、国の役割であると考えております。

配合飼料価格安定制度という制度がございます、それに基づきます通常補填と異常補填というものが現在も発動しているところでございます。そういう部分で、まずは農家の負担は国の責任で軽減しているということになろうかと思っております。

ただし、配合飼料価格の制度設計が過去1年間の輸入の飼料に基づいて、その増加分についての補填金が出ることとなりますので、3、4年前の6万円代で高どまりをしてしまったりすると、今度は出る幅が小さくなるというものが懸念されるところでございます。

その中で、先般、国に対して知事みずから十分な財源の確保としっかりした制度に基づいて実施されるようにということで、国に対して要望してきたところであります。

白井委員 国の役割であるということ、そして、価格安定制度が今発動されているという状況であります。

しかし、今おっしゃっていただいたように、その補填額の幅が小さくなっているということが懸念されることでありますけれども、知事が要望してくれたということは、それはそれで大変ありがたい話だと思います。価格安定制度についても非常に補填額が高くなってきているというか、基金や積立金などが底をついてきているのではないか。国のほうでも、積み立てに対する上積みをしたということも聞いています。それでも非常に残高が不安視されているということも聞くのですけれども、そこら辺について県の考えというか、国の動向を含めたところで、どのようにお考えになっているのか教えてください。

渡邊参事・畜産課長 国の配合飼料価格安定基金制度でございますが、令和3年5月末には1,000億円を超えるような基金がございました。それが一度枯渇するような事態になりまして、令和3年の補正で国が230億円の積み増しをしました。

その後、まだ発動が続きましたので、通常と異常合わせて300億円ぐらいまで落ちたのですが、ここでまた令和4年の予備費で国が430億円を積みましたので、まずは、現在の補填に対しては対応できるような形と認識しております。

白井委員 わかりました。ちなみに、価格安定制度というのは、例えば、山梨県内の全ての畜産農家が対象になっているのでしょうか。

渡邊参事・畜産課長 現在、山梨県で令和3年度の加入の生産者数でございますが、トータルで125の農家が加入をしております。この中で大きな会社経営で幾つも農場を持っている養鶏業者が1というような形で加入しておりますので、本当に個人経営の小さな百羽以下の養鶏農家を外すと、9割以上の方がこの制度に入っていると認識をしております。

白井委員 わかりました。今回は直接補填を国の役割ということで行わないということでもあります。今回の緊急支援事業には幾つかの事業がありますけれども、この事業で県は畜産農家の影響をどのようにして緩和していくのかということをお伺いいたします。

渡邊参事・畜産課長 先ほどもお話をしましたが、直接の補填というのは国にお任せすることにして、今回は2つの柱で補正を計上したところでございます。

1つ目は、今後の価格転嫁を円滑に進めるべく消費の拡大への取り組み、2つ目としまして、生産性の向上や効率化を図って、経営の効率化を図るような形、その2つに集中的に取り組むことといたしました。

まず、消費拡大でございますが、生産コストの上昇分を転嫁した適正な畜産物価格を実現するためには、ここで学校給食や観光客に向けたキャンペーン、あとはふるさと納税の返礼品や畜産物フェアに取り組む、そういった消費の拡大と需要の喚起を行うことといたしました。

2つ目としましては、今度は生産性の向上や効率化を進めて、経営基盤を強化するためには、やはり自給飼料の生産拡大、また、スマート畜産を推進するための機器の導入等に対して助成するとともに、畜産におけるDXの推進につながる実証試験にも取り組むことといたしております。

白井委員 価格安定制度自体は、補填額というのは、実際上がった分の何割ぐらいが補填されるということになるのですか。

渡邊参事・畜産課長 価格安定制度につきましては、まず生産者が1年間の自分の取り引きする飼料のトン数に対して、去年までは1トン当たり400円、ことしになったら600円の基金を積みます。それで、今度は配合飼料の輸入価格が直近の四半期と過去1年の四半期を比べて、どのくらい差があるのかということで、115%までは通常補填というものが発動されます。115%を超えた部分については、今度は異常補填ということで、これは国とメーカーが責任をもってふえた分について補填していただくということになります。ちなみに、昨年度、農家が6,700万円ほどの基金に積み立てをして、5億円を超える補填額をいただいているところでございます。

臼井委員 今回、畜産農家の皆さんが非常に厳しいということ、繰り返すようすけれども聞いておりました、ぜひ皆様の窮状を緩和すべき対策にしっかりと注力いただきたいということと、冒頭に申し上げましたように、業界団体のほうからもそういった要望書が提出されているという現状を鑑みますと、しっかりと団体のほうにも伝達や説明を行っていただいて、非常に不安感にさいなまれている状況でありますから、そういったものを取り除きながら、事業の推進に当たっていただきたいと思っておりますが、最後に、その点を伺って質問を終わりにさせていただきたいと思っております。

渡邊参事・畜産課長 まずは、配合飼料価格高騰の影響を緩和する国の価格安定制度をしっかりと活用する中で、県の支援策を着実に実行いたしまして、持続可能な畜産経営を目指してまいります。

また、予算成立後につきましては、関係団体につきましてもきめ細かに説明をして、これがしっかりと実行できるように取り組んでいきたいと思っております。

(畜産経営基盤パワーアップ事業費補助金について)

志村委員 まず、農の3ページ、畜産経営基盤パワーアップ事業費補助金について、全体の5億円のうちの8,800万円が畜産農家に対して自給飼料生産設備等の整備、あるいは畜産DX実証実験、補助率も3種類あります。このところを詳しく説明をお願いします。

渡邊参事・畜産課長 畜産経営パワーアップ事業につきましては、輸入に頼らない自給飼料生産やスマート畜産等を行うことになっております。

まず、補助率の御質問でございますが、まず4分の1の補助率につきましては、国の畜産クラスター事業のような国補事業を対象としている事業については4分の1の上乗せをするということでございます。

2つ目の2分の1でございますが、国補の対象にならないトラクター、汎用性がきくような形のトラクターは、今、国補の方針になじまないのですが、ただ、自給飼料生産をするときのかなめでございますので、そういうものについては県単で2分の1。

あと畜産DXにつきましては、民間企業の最先端の取り組みをしているようなところのものを県が10分の10で、その農場で実証展示をするということで、それは全て県のお金でやることで10分の10という、その3つの補助率になっております。

志村委員 承知しました。ちなみに畜産DXについて、具体的に対象は牛、豚など、どの動物で、どういう機器を導入しているのかということをお願いたします。

渡邊参事・畜産課長 現在想定しているのは2つでございまして、1つは牛でございまして、畜産DXにつきましては、牛舎内のインターネット環境ができるよう、それも山の中でもできるようにWi-Fiや携帯の電波というよりも、できれば電力線でできるようなことをある会社がやっております、そことAIセンサーなりAIカメラなりを連携していくのが1点でございまして。

2つ目が、今度は豚でやろうと思っております、そこにつきましては、やはりAIカメラを設置することによって3次元画像を解析して、豚の出荷体重、豚というのは10頭、20頭をロットで飼っていますので、大きいものもいれば小さいものもいて、そろって出荷することが収入の向上につながりますので、そういう面での取り組みを今考えております。

志村委員

畜産DXにも本当にいろいろとあって、中には、牛が一周回ると搾乳が終わるようなものも含めて、本当にいろいろなことをやられています。とりあえず今お聞きしている範囲だと、まずはネット環境の整備、それからAIカメラで、豚はそれが必要なと本当に思いますけれども、DXから見ると何か初歩的な感じを受けるのですが、これをやって、さらに拡張していくとか、ほかのものを取り入れていくとか、そのような考え方もあるのですか。

渡邊参事・畜産課長 まず、牛につきましては、一番大きな酪農を今考えてございまして、富士河口湖町の富士ヶ嶺の農家を想定すると、その周りの人たちがこんなにいい技術があるんだということで普及できるような形で取り組めればと思います。

あと、豚につきましては、富士桜ポークの生産組合とかいろいろな人たちに、この技術を広めていきたいと考えております。

志村委員

承知しました。今後の展開に期待をして、畜産DXは隠れた伸びしろのある分野だと言われているので、山梨県内の畜産農家へは、そういう部分で後押しできると非常にいいのではないかと感じます。

(県立牧場管理業務委託料について)

次に、農の4ページ、県立牧場の管理業務委託ということで1,900万円ということですが、確認ですが、今、県立牧場で飼育しているものの種類とか頭数はどのくらいでしょうか。

渡邊参事・畜産課長 県立牧場では、まず200頭の繁殖雌牛を飼っておりまして、それに種付けをする中で、大体9割として180頭ぐらいの子牛が産まれますので、県有牛としては約400頭弱だと思ってください。

夏季預託については、天女山の分場で放牧をしていますので、餌代はかからず、自然の草を食べるといようなことになるのですが、冬季預託ということで、冬の間は200頭ほど預かりますので、常時600頭近い牛が牧場にいると考えていただければと思います。

志村委員

夏季はともかく、冬の間は600頭ということで、その分の飼料代のうちの価格高騰分をとということなのですが、飼料分は全体のどのくらいの予算規模になっているのですか。

渡邊参事・畜産課長 八ヶ岳牧場の飼料購入費ですが、令和元年度、令和2年度が約2,000万円と推移してございましたが、令和3年度になりますと3,100万円ということで、1.5倍ぐらいの価格上昇率になっていますので、そういう形で計算をさせていただきます。

志村委員 承知しました。先ほど臼井委員から飼料価格高騰の部分で、いろいろと質疑もありましたので、県立牧場も同じように影響は受けると思いますけれども、十分対応できるような形で、こちらもよろしくお願ひしたいと思ひます。

白壁委員 北海道へ行ったけど、北海道って大体100町歩ぐらい持っていて、飼料代金というのは原価の中の25%ぐらいだった。例えば、ローラーの大型化といったものは別メニューであって、それ以外のものを、今回ここで補填するということ？

渡邊参事・畜産課長 委員御指摘のように、今回の事業につきましては、国の自給飼料のローラーなどに対しては2分の1を国から引張ってきまして、それに上乗せで4分の1を県費で出すことにしております。

白壁委員 なるほど。ということは、75%で、すごく有利なものが動くということだけれども、基本的には、農地の集約化があつて、こういうものが生きてくると思う。あまりにも農地が小さ過ぎる、狭過ぎるから、いい機械があつても……。だから、今は自分のところで持たないでリースしたりするじゃない。

やっぱり農地の集約化とか大規模化をしないと、山梨県の富士ヶ嶺でも6町歩や10町歩で、これでは、とても場所に合わない。だから、どうしても買ってきてしまい、円が安くなったりバイオ燃料が出てきたりすると50%を超えてきているでしょう。

となつてくると、最終的に手に取るところが10%、通常でも10%ぐらいですが、それが残らなくなってしまうから、その分を補填するという考えだと思うけど、いずれにしても、これだけやっつけてもだめだと思うよ。それは一番わかっていると思う。やっぱり大規模化をしていくのと並行してやらなきゃだめ。

どうだろう、これはこの中に入って即効性がない。これは即効性があつて臨時でできるということだけど、しょうがなく今打っているような感じがするんだけど、どうですかね。

渡邊参事・畜産課長 委員御指摘のように、やはり飼料の自給率を向上しないと、これからの畜産農家は厳しいと思っております。

県としましては、酪農・肉用牛の近代化計画というものを昨年度、去年の見直しでつくったのですが、酪農では今、飼料の自給率が34%でございます。それを40%に目指すべく、その中では土地の集約化や効率化等も含めて取り組むこととしておりまして、特に白壁委員の地元でございます富士ヶ嶺地区につきましては、コントラクターというすばらしい組織があります。人の作業を一手に引き受けるような業種もございますので、そういう方々とも連携をする中で、何とか40%の飼料自給率を目指していきたいと考えております。

(配合飼料価格高騰緊急支援事業費について)

長澤委員 農の3ページ、先ほど臼井委員からあつた配合飼料価格高騰緊急支援の部分ですが、飼料の高騰の補填というのは、国のほうで軽減をするという話を聞いたのですが、実はおととい、養鶏業者2社から、県で何か養鶏への支援がないかという相談を受けました。きょうの説明等を聞いていると、県産肉といった部分ばかりで養鶏が何も無いのですが、養鶏業者に対しては、飼料高騰という部分の補填を国でやってもらうということでしょうか。

渡邊参事・畜産課長 今回ここにありますメニューにつきましては、養鶏については特出しのメニューはございませんが、パワーアップ事業のところで、養鶏業界の効率化とか生産性の向上に伴う機材、機器の導入について、全てこれも養鶏も対象になっておりますので、やはり効率化については養鶏も対象として取り組んでいるところでございます。

長澤委員 養鶏業者に聞いたところ、本当に今、価格が上がり過ぎてしまい、卵は意外と値上げできないらしく、値上げしたいがなかなかできないということで、非常に困っていると。

そういった施設へのパワーアップ事業もいかもしれないのですが、養鶏業界への補助について何か考えがないかと思ったのですが……。済みません、国の補填しかないということではよろしいですか。

渡邊参事・畜産課長 まず飼料価格が高騰している部分につきましては、繰り返しになりますが、しっかり国の制度を活用して取り組むことによって、増加分については埋め合わせを国にしてもらうということではございます。また、効率的な経営を行うためには、このパワーアップ事業を実際に活用していただくことで、両面から進めていきたいと考えております。

浅川委員 最後になりますが、3ページの配合飼料の問題で質問させていただきます。

先ほど来、多くの委員が質問しておりますが、実は、私どもは4月13日に北杜の酪農の畜産の方々と、市と県、知事のところに要望活動をいたしました。その折、富士ヶ嶺の方からも激励のお電話をいただいたところでございます。北杜では飼料に対しての支援が決定したようでございます。

(「プレミアム甲州牛キャンペーン」事業費補助金について)

次に、プレミアム甲州牛キャンペーン事業について、この補助金はどういった形で使うのか、そこだけ説明してください。

渡邊参事・畜産課長 プレミアム甲州牛キャンペーン事業につきましては、まずは、ホテルや旅館に宿泊される観光客の皆さんに甲州牛を食べてもらって、おいしかったら、ふるさと納税などいろいろな面で需要の拡大を目指す考えで、宿泊客向けのものでございます。

本来甲州牛というのは、仕入れ価格で申しますと大体1キロ1万円ぐらいとイメージをしてください。一般的な牛肉との差額が、1キログラム5,000円あるということでございますと、それを想定しまして、1人200グラムのステーキを5万人に提供するというので、約10トン分の予算を今回計上しております。これにつきましては、観光部や旅館組合等と連携をする中で、今後進めていきたいと考えております。

浅川委員 そのことについては、しっかり配分等々にも気を遣っていただきたいと思っております。

さまざまな部分で皆さんが御説明をしたわけでありましたが、なかなか飼料については、私も本会議で質問をさせていただきましたが、そちらのほうでは答えが出なくて、できたものに対して消費をアップさせるという回答をいただいたわけでありまして。

先ほど来、パワーアップ事業ということで、こちらで直接農家の方たちに支援できるのかなと思っております。

4月13日、知事のところを訪れた方たちは農家の大体3代目です。牛を飼

っている家は、生き物を飼っているのは親から孫までつながってくるような状態で、50歳以下の若手でございます。この方たちにどういう形で説明して支援していくのか、私もかなり迷っております。

こんなことも含めて、予算はここに出ているのですが、大体どの程度の農家に対して、DXもいいのですが、具体的にどういう形で進めるのかを教えてください。

渡邊参事・畜産課長 先般、浅川委員と知事のところにお越しいただきました若手の方々、特に酪農家の皆さんにつきましては、本当に自給飼料生産にも一生懸命取り組んでおられる方々でございます。

輸入に頼らない自給飼料生産が基本であると思っております。今回要望いただいた皆様については、ホイールローダーとか、いろいろな自給飼料に関する機械について、国の事業プラス4分1という上乘せもしたところがございますし、先ほどの繰り返しになりますが、トラクター等につきましては国の事業の対象にはなりません。今回、県が2分の1の助成をさせていただくこととなりますので、輸入に頼らない足腰の強い経営を頑張らせていただきたいと思いますとお伝えしていただければと考えております。

浅川委員 では、肩議員ではございませんが、将来を担う若手の畜産農家、酪農農家たちに夢を与えるような形で、部長、何か御意見があったらお答えください。

大久保農政部長 私どもも、現状、畜産農家の皆さんが大変苦しいということは十分承知をしております。とにかく、私達も消費拡大のほうでいろいろな御協力をする事によって、まずは需要の拡大を図る。委員の皆様も御承知のように、お肉の値段は基本的には相対、もしくはせりで決まります。自分たちで値段が決められないので、そこが皆さんの一番つらいところであるわけです。

ですから、まずは、適正価格に持っていこうということで、消費拡大、需要拡大を私達もお手伝いさせていただく。それによって、お肉の買い取り価格を上げることによって、入ってくる分を少しでも多くしようと、これが1点目です。

もう1点は、自給飼料のお話もずっと出ておりましたが、この補助事業では、とにかく生産性の向上と、あとは経費の節減、削減、これに一生懸命取り組んでいきたいと思いますという考え方です。

いわゆる、使うほうをできるだけ減らしましょうと。例示で自給飼料の話がずっと出ておりましたが、例えば、自動でふん尿を片づける機械などを導入することによって、人件費をできるだけ削減しましょうというものも、この中では全部含んでいます。できるだけコストを抑えることによって、経営を強化していこうということで、私どもも当面こういう措置で一生懸命取り組んでまいりたいと考えております。

また、畜産農家の若手の皆さん、あるいは、あらゆる畜産農家の皆さんと力を合わせまして、一生懸命頑張っていきたい。よく意思の疎通を図りながら対応してまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(富士の介の生産振興について)

水岸委員

富士の介の生産振興について何点か伺います。

日本で唯一キングサーモンの血を引く本県のブランド魚で、全国から高い評価を得ていると承知しておりますけれども、このため生産を早急に拡大してほしいという声も聞かれ、こうした需要に対する生産振興について伺います。

富士の介を取り扱う鮮魚店や飲食店などがふえ、これに伴う需要の増加に見合う供給が必要であると考えますが、そこで、初めに、現在の生産者の数や生産状況について伺います。

小林食糧花き水産課長 生産者数につきましては、富士の介の出荷が始まりました令和元年は養殖業者7社で生産を開始いたしました。令和4年までに6社ふえ、現在13社が生産をしております。

生産状況としましては、当初7社に配付してきました発眼卵が生育し、成魚になっていることから、富士の介の出荷実績も順調に推移しております。

出荷実績は、令和元年は11トン、令和2年度は31トン、令和3年度は目標の45トンを上回る55トンの出荷実績でありました。

水岸委員

県内外で富士の介の需要と人気が高まっているこの時期こそ、生産量を拡大することが重要だと考えますが、これに向けてどのような課題があり、これにどのように取り組んでいくのか伺います。

小林食糧花き水産課長 従来は養殖業者に対して発眼卵を提供してきましたが、稚魚までの歩留りが悪いことが課題であったことから、昨年度より、生存率が高く、生産性の向上が期待できる稚魚での提供を開始し、生産安定につなげています。

また、富士の介は出荷までの生育日数が2から3年と長いため、水産技術センターでは、本年度から成長改善に関する研究を開始するなど生産拡大に向けて取り組んでいるところです。

水岸委員

本県のブランド魚としていくためには、品質の向上や生産量の拡大に向けることは非常に重要であると思っておりますけれども、今後、生産振興にどのように取り組んでいくのか伺います。

小林食糧花き水産課長 富士の介の生産振興につきましては、生産者、流通関係者などと連携しまして品質の確保を図りつつ、国内販売はもとより、輸出の拡大に向けた取り組みを支援するとともに、水産技術センターによる生産者への技術支援や稚魚での販売が開始され、小規模な養殖業者も参入しやすくなったことから新規養殖業者の確保を図ってまいります。

水岸委員

最後に、富士の介というのは一代限りということで、他県ではなかなかまねのできない本県独自のブランド魚だと思います。その魅力を存分に発揮していただき、より一層ブランド力の強化に努めていただきたいと思います。

小林食糧花き水産課長 富士の介をますますPRしていくために、関係機関、それから養殖業者、販売業者と連携を取りながら積極的に推進していきたいと思っております。

(本県の主要農作物についての認識の変化について)

藤本委員

本日、自給飼料の生産ですとか、さまざま、自給していくことの重要性が再認識できたのではないかと思います。

2月24日、ウクライナとロシアがああいう形で戦争を初め、世界の国際穀物取引所、また食糧についての関心の高さ、今までにないくらいさまざまなものの価格が上がり、注目度も上がってきたと思います。そのような中で、本県は果樹王国ですが、米、麦、大豆等の主要な作物があると思います。あれから3、4カ月経過するのですが、その生産の認識について、本県においても種子条例が制定されまして、主要農作物についての認識が改めて変化したと思うのですが、その変化の認識についてお伺いします。

小林食糧花き水産課長 令和4年4月に種子条例が制定されまして、条例の中の第9条に規定しております種子審査に必要な審査基準については令和3年度に策定しておりますが、現在、要綱の内容を検討中でございます。

その中で、第10条に規定します在来種の交雑を防ぐ遺伝子組み換え品種等の使用規制の基準について、本年度、在来種の実態調査を実施した上で進めていきたいと思っております。現在、各農務事務所と連携する中で、実態調査の打ち合わせに入るところでございます。

藤本委員 実態調査を進めていっていただくということで、本県の種子条例が全国とは違う独自の条文があるということがわかりました。

先ほど、前置きのところで伺いました、国際的に食糧の需要が変化をする中で、本県として米、麦、大豆の生産振興、耕地面積の3割を水田が占めるのですが、遊休地や、ほったらかしの田んぼ等がふえてくる中で、そういった水田の有効活用をどのように展開していこうと考えておられるのか伺います。

小林食糧花き水産課長 山梨県の再生協議会、それから各市町村が持ちます水田再生協議会と協力をしながら、できるだけ米からの転作で、大豆、それから飼料用米に転換をするよう、今推進しているところでございます。

藤本委員 今、課長が答えてくださいましたように、転作を進め、大豆等も進めていくと。例えば、パン用小麦の需要も大変高まっていると思いますし、加工用米の需要も高まっていると思います。また、飼料用米の需要も高まっていると思うのですが、こういう部分をどのように県として生産の振興を図っていくのでしょうか。

小林食糧花き水産課長 済みません、そこについては、ただいま持ち合わせのデータがございませんので、申し訳ございませんが、お答えできません。

(アグリマスターについて)

藤本委員 ぜひ、その部分については、今後、果樹農業の生産振興を図るのと同じくらい、自給食料の価値というのが非常に高まってくると思いますので、ぜひ、稲、麦、大豆、種子条例もありますけれども、果樹農業の振興と同等に農業政策を進めていただきたいと思っております。

その上で、果樹栽培におきましては、黄桃、スモモ、ブドウ、そして桃等のアグリマスターがそれぞれの地域に篤農家の皆さんが大変御尽力いただいていると思うのですが、麦、大豆、または加工用米等、飼料用米等のアグリマスターは、本県にどの程度おられるのでしょうか。

原田担い手・農地対策課長 アグリマスター制度で、山梨県におきましては新規就農者に向けて指導をしているところでございますが、麦、大豆等の専属のアグリマスターにつきましては、現在登録されていない状況でございます。大体が野菜全般の

中で御指導をさせていただくということで御理解いただきたいと思います。

藤本委員

野菜、また果樹でアグリマスターがおられるということだったのですが、やはり、指導的立場になるような核となるアグリマスターのような方が、今までは、本県だと果樹、または野菜等が中心になってきたと思うのですが、本県も果樹、野菜のみならず幅広く、米でも麦でも大豆でも飼料用米でも加工用米でも、それぞれの分野でやはり1名ほど、県内を探せば篤農家の方はおられますので、ぜひ県として、出先の農務事務所の職員の皆さんのお力と、JAの方とも連携をしまして、今おられない経営形態のアグリマスターの認定、認証を積極的に進めていただきたいと思いますが、御所見をお伺いいたします。

原田担い手・農地対策課長 全体で今アグリマスターの先生方が283名おられますが、我々山梨県は果樹王国として、果樹が中心としてのアグリマスターの方が多数おられます。

野菜につきましては、その283名のうちの34名の方がアグリマスターでございしますが、その方と連携を図る中で、先ほど委員がおっしゃいました世界情勢とかまで加味した中で、そういったことに今後取り組んでまいりたいと思います。

主な質疑等 観光文化部関係

※第171号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(「東京ガールズコレクション」開催事業費について)

白井委員 観2ページの東京ガールズコレクション開催事業費についてお伺いさせていただきたいと思います。この東京ガールズコレクションを誘致する理由や狙いについて教えてください。

矢野観光振興課長 本県を訪れる観光客には、若年層の女性が非常に少ないといったことで、その層の誘引ということが本県の魅力の訴求の課題でございました。そのような中で、東京ガールズコレクションを運営していきまして、静岡県ですとか北九州市などで行政と連携したイベントを開催していきましてW TOKYOから、本県でも開催したいという打診があったものでございます。東京ガールズコレクションは、20代から34歳ぐらいまでの女性、いわゆるF1層という方々をターゲットとするイベントでありまして、出演モデルの影響ですとか来場者等の情報発信力、拡散力によりまして、F1層への観光需要の喚起及び本県への魅力の浸透が期待できるといったところから誘致することといたしました。

白井委員 先方から打診があったということですが、具体的にどういった趣旨のものだったのでしょうか。

矢野観光振興課長 本県には、F1層が訴求できていないというところがありますが、逆にW TOKYO側から見ますと首都圏に近いというところで、非常に魅力のある地域であると。他県と比較しましても本県でやるメリットは非常に多いということで、本県でぜひ東京ガールズコレクションをやれませんかという打診でございました。

白井委員 この東京ガールズコレクションというのは、私もただ知っているだけの表面的なもので申し訳ないのですが、ファッションショーとか服飾の販売、洋服の販売等を含んだ、いわゆる総合的なファッションイベントと理解していますけれども、どういうメリットが山梨県にあるのでしょうか。W TOKYO側からすると、そこがよくわからないのですが……。

矢野観光振興課長 W TOKYO側からしますと、やはり本県の豊かな自然の中で東京ガールズコレクションを開催する。その中で、モデルがさまざまな本県の魅力ですとか、そういったものを身につけていくということで、東京ガールズコレクション自身のブランド力のアップにもつながるといったことを、W TOKYO側では本県と共催するメリットとして挙げられております。

白井委員 ちなみに、富士河口湖町で開催予定ということですが、場所の選定理由を教えてください。

矢野観光振興課長 富士河口湖町は非常に若者に人気となっています。ビッグデータなどで解

析してみましても、やはり多くの10代、20代の女性の方が河口湖町を訪れているといったデータもございます。その上で、首都圏から電車ですとか高速バスなど交通の利便性がいいということ、数千名のお客様を収容できる施設があること、近隣に宿泊施設が多いこと、そういったことなどを総合的に勘案しまして、運営会社と協議しながら決めたものでございます。

白井委員 現時点で想定している事業内容はどういう内容でしょうか。詳しく教えていただきたいと思います。

矢野観光振興課長 詳細な事業内容につきましては、今後、東京ガールズコレクションの運営会社と協議をしていく形になってまいります。現在想定しているものとしまして、郡内織物、甲州印伝、ジュエリーなどを人気モデルが着用するファッションショー、それから観光スポットや特産品を紹介する特設ブースの設置、それからショーをライブ配信すると同時にモデルが着用する服ですとか貴金属、小物などをネット販売する、いわゆるライブコマースの実施、それから特設サイトの開設ですとか出演モデルによるSNS投稿によるプロモーションなどを想定しております。

白井委員 確か甲府市でも先日、あまり詳しいことはわかりませんが、東京ガールズコレクションとの何かイベントという発表がありましたけれども、甲府市も確かジュエリー云々という話があったかと思えます。今、課長のお話の中でもジュエリーという話がありましたが、その違いを教えてください。

矢野観光振興課長 甲府市との連携も密にしながら進めておりますけれども、甲府市では、ことし9月に、さいたまスーパーアリーナで開催する東京ガールズコレクションでジュエリーなどをプロモーションしていくというような話を聞いております。甲府市で考えているジュエリーなども本県で開催する東京ガールズコレクションでプロモーションしてまいりたいと思っておりますので、そういった意味では、甲府市でやっているプロモーション内容も、本県でやるプロモーションと連携させながら進めてまいりたいと考えております。

白井委員 甲府のことをあまり詳しく聞いてもいけませんけれども、連携するということなので、甲府で東京ガールズコレクションを行うということではないということですか。

矢野観光振興課長 甲府市で開催するわけではなくて、甲府市は東京ガールズコレクション本体でのプロモーションをやるとお聞きしております。

白井委員 承知しました。甲府市ではやらないけれども、ジュエリーを提供して、甲府市はジュエリー産地ということで、そういったものを提供し、さいたまスーパーアリーナで身につけていただき、披露していただく。あるいは販売していただく。県に関しては、河口湖で東京ガールズコレクションのイベントを開催する。そこでも当然、ジュエリーをPRをしていただくと。このように理解させていただきました。

ちなみに、事業効果は、どのくらいを見込んでいるのか、教えていただきたいと思えます。

矢野観光振興課長 現在、本県で開催する東京ガールズコレクションの来場者は7,000名程度を想定してございます。事業効果につきましては、宿泊、物販、あるいは

飲食等による効果ですとか、広告効果を見込んでおりました、参考ではございますが、他県の事例では、静岡県では来場者が約7,230名、ライブ視聴者数が約96万人、広告換算額約20億円、経済波及効果が宿泊やライブコマースなど23億円といったところでございます。ほかに富山県でも同程度の実績も出てございます。

白井委員 承知しました。いずれにしても、若い方が募るにぎやかなイベントだというイメージで理解していますけれども、ぜひ開催を成功させていただければと思っています。

この東京ガールズコレクションですけれども、先ほど、いわゆる若者層にターゲットを絞ってというお話がありました。一過性のもので終わらせずに、生かしていく必要があるのではないかと考えています。調べると、東京ガールズコレクションでは、継続して地域とコラボして、いろいろな取り組みをしている事例もあるようです。今回、誘客促進ということも事業内容でうたっておりますけれども、今回限りのもので想定しているのか、それとも、一過性のものでなく、今後も東京ガールズコレクションと何か考えていくのか。あるいは、東京ガールズコレクションじゃなくてもいいのですが、若者層に向けて、これを一つのきっかけとして何か展開を考えているのか、その点を最後に伺いたいと思います。

矢野観光振興課長 このイベントにつきましては、しっかりと効果を見定めながら、今後の継続についても検討してまいりたいと考えております。

白井委員 済みません。あまり具体性がなかったのですが、とりあえず、今回東京ガールズコレクションを開催するけれども、今後、観光文化部としてしっかりと何か継続的に若者層に対してやっていくということによろしいですか。

矢野観光振興課長 W TOKYO側からも、しっかりと地に足をつけてやっていきたいといったことで最初から申し出がありましたので、その上でしっかりと今後の流れについて検討してまいりたいと思います。

白壁委員 富士河口湖町のことなので、私も聞いておかなきゃならない。初めて聞いたけど、これ河口湖のどこでやるんですか。多分、ステラシアターぐらいしか入るところがないと思うんだけど。

矢野観光振興課長 現在、W TOKYO及び富士河口湖町と協議を進めておりますので、この事業を採択された上で最終的に決定をさせていただきたいと思いますが、委員のおっしゃられるところも一つの候補地となっております。

白壁委員 となってくると、あそこは両袖の中が見えないところまで使って3,500人収容だから、3,000人は入れない。2,500人ぐらいだから、7,000人収容ということは、3日間ぐらいやるってことかな。

矢野観光振興課長 まだ全然内容は確定しておりませんが、1日でやる予定でございまして、2部構成程度で考えておりますが、まだ企画段階でございます。

白壁委員 2部構成だと、ちょっと難しいかもしれないですね。それは企画屋さんが考えることですが。

これ、予算の関係でいくと7,000万円ですが、国補が75%あって、寄

附金が残り1,800万円ということだけど、これ国補で75%って、こんな補助率がいいものなの？地方創生？

矢野観光振興課長 交付金を財源として充てております。それ以外の寄附金につきましては、今回のイベントに関連する宝飾や織物を初めとする地場産業の企業、あるいは県内外の服飾業界などの企業から協賛金として募ってまいる予定でございます。

白壁委員 寄附金のことを聞いていなかったけど、この5,200万円というのは、どういふところから来ているのですか。

矢野観光振興課長 今回の円安対策の交付金でございます。

白壁委員 W TOKYOがイベントで7,000万円もらって、1,800万円キックバックするのかと思っていたけど、違うんだね。協賛的な企業は……大丈夫ですか。

矢野観光振興課長 失礼いたしました。コロナ交付金でございます。済みません。訂正させていただきます。

白壁委員 コロナ交付金だよ。景気対策ね、なるほどね。
我々のところでやっていただけということで、極めてありがたいことだし、7,000人となると駐車場が大変だろうね。ぜひ頑張っていたきたいと思えます。

(「ワイン県やまなし」美酒・美食推進事業費について)

そのページの上、ワイン県やまなしということで、フランスレストランウィークについて、これはダイナースクラブでやっているやつを言っているのかな。

矢野観光振興課長 このフランスレストランウィークは、ことし9月23日から10月16日まで24日間全国で開催します。全国のフレンチレストランが600店舗参加するというイベントでございます。ダイナースが入っているかにつきましては、私の手元にはありませんので、国内最大級のレストランイベントと連携しながらといったことでございます。

白壁委員 有名なフランス食材なので連携はダイナースだと思うよ。もう10年ぐらいやっているやつだから。ここへ200万円つぎ込むということだけど、ワインだけ、それとも何かの食材とかも提供するのかな。

矢野観光振興課長 この200万円でさまざまな特典がございます。まず全てのマーケティングツールに本県のロゴですとか名称を掲載するという、あるいは参加店舗で本県の食材に対するアンケートを実施して結果を共有していただいたり、4つのディナーイベントで本県食材を使用した創作料理を提供したり、あるいはディナーイベントで提供する日本ワインは全て山梨県産ワインを使用していくといったことなど、さまざまな特典が享受できる予算となっております。

白壁委員 そういう詳しいことを説明してくれるとありがたかったね。これもやっぱり経済対策の関係で10分の10だね。本当に観光部としては、こういうのをよく集めて、徹底的にやってほしいね。

ワインはどんなものを出す予定ですか。200万円だけだと、多分偏ってきて、皆さんにいろいろ言われるんじゃないかな。ワインの組合は2分化とか3分化されているからね。偏ってくると、いろいろまた問題が出るんだけど、それが1つ。

それと、ジビエの関係は使わないのかな。この2点を聞いて終わります。

矢野観光振興課長 まだレストランウィーク側と詳細を詰めてはおりませんが、ワインにつきましても、できるだけ幅広く使っていただけるようなことで働きかけをしてまいりたいと思っております。ジビエにつきましても、1つの県産食材の供給ということで検討してまいりたいと思います。

(日本遺産「星降る中部高地の縄文世界」活用誘客促進事業費について)

向山委員 観の3ページ、文化資源高付加価値化促進事業費の日本遺産「星降る中部高地の縄文世界」活用誘客促進事業費についてお伺いします。この部分で、県への誘客促進を図るために縄文文化を体験できる機会を創出するとありますけれども、まず具体的にどのような事業を行うか、お伺いします。

柳沢文化振興・文化財課長 星降る中部高地の縄文世界の縄文文化資源を核といたしました複数の体験型の観光コンテンツの開発が1点、もう1つは、それを観光事業者、一般の方々に広く周知するプロモーション動画の作成を行うものでございます。

向山委員 今、2点ほどいただきましたが、観光コンテンツの造成とは、どのようなものをお考えになっておりますでしょうか。

柳沢文化振興・文化財課長 例えば、水煙文土器ですとか、幾何学的な文様の施されております土器など、全国的に見ましても独自の芸術的価値を有する本県の縄文文化につきましても、観光面において積極的に利用されているとは言えない状況にございます。このため、山梨の縄文の魅力のアピールポイントとした付加価値の高い観光資源となるコンテンツを造成いたしまして、旅行商品化の企画促進や旅行欲求の刺激につなげてまいりたいと考えております。

向山委員 もう1点、最初の質問でありましたプロモーション動画というのは、どのようなものを作成するお考えでしょうか。

柳沢文化振興・文化財課長 プロモーション動画につきましても、誘客促進を図るという意味合いから、旅行商品化の企画促進や旅行欲求を刺激するため造成したコンテンツそれぞれの見どころですとか体験できる内容と、もう1つは文化財の保護意識の涵養にも資するため、縄文文化の理解・知識を深め、縄文文化の魅力を伝える内容を周知する構成とする考えでございます。

旅行商品化企画検討資料として活用してもらえらる動画としながらも、一般の方々が飽きずに最後まで御視聴いただけますように5分程度にまとめる考えでございます。また、外国人観光客の来訪を促すために英語版でも作成するなど、国内外の旅行者にメッセージが届く内容の動画を作成する考えであります。

向山委員 今御説明いただきましたコンテンツ、また動画を活用してどのように誘客促進を図るお考えか、お伺いします。

柳沢文化振興・文化財課長 コンテンツは観光資源の1つでありますことから、これを旅行商品として活用していただくことが必要となってまいります。このため、プロモ

ーション動画を県が行なう観光商談会でのPRに活用するほか、プレミアムツアーの造成販売を支援する、やまなしプレミアムツアー推進事業と連携して、より多くの商品開発、販売を促進してまいりたいと考えております。また、一般の方々が興味をお持ちになって旅行欲求を刺激できますよう、県のホームページなどで情報発信をしまして誘客促進に努めてまいります。

向山委員 予算をかけてやることなので、この日本遺産を広く多くの方に知っていただけるように有効に活用していただければと思います。

(史跡甲府城跡整備事業費について)

その上の史跡甲府城の整備事業費でお伺いします。これは皆川議員の代表質問でもありましたけれども、周辺地域のにぎわいを創出するというのは、どうやって観光に、にぎわいをどこにつなげていくのかという考えを、一応確認しておきたいと思えます。

柳沢文化振興・文化財課長 これは平成29年に県と甲府市で策定をいたしました周辺地域活性化計画に基づいて、にぎわいの創出について具体的に計画検討していくところでございますが、私どもといたしましては、この周辺地域活性化計画にもマッチをいたしました整備基本計画を策定いたしまして、まずは内堀の整備、それに伴って、そこに人々が集えるような施設整備などを行ってまいりたいと考えております。

(新たな価値を生み出す美術館ビジョン策定事業費について)

志村委員 観の3ページ、山梨文化芸術総合推進事業費についてですが、美術館ビジョンを新たに策定する事業費として2,200万円ほど計上があるのですが、これは具体的にどういう策定費の算出根拠でしょうか。

柳沢文化振興・文化財課長 当該事業につきましては、専門家の知見を得てビジョンを策定することを考えてございます。この専門家につきましては、国内外の文化施設でさまざまな企画等を行っている実績をお持ちの方々を考慮して、こういった方々が参画する場合に、どの程度経費がかかるのか、市場調査を行った上で経費を見積もった次第でございます。

志村委員 ということは、策定経費そのものというよりは、策定事業の事業費として、まず何か調査をし、その調査にどのくらい費用がかかるのですか。

柳沢文化振興・文化財課長 この事業につきましては、大きく分けて2つございます。1つはビジョン策定の支援業務委託の経費、もう1つは先進地での調査となつてございます。専門家の知見を得てビジョンを策定してまいります。この調査や分析等を踏まえたビジョンですね、こういった施策の試案が考えられるというようなものまでまとめることを、業務委託という形で専門家から知見をいただくということを考えております。

志村委員 2,200万円のうち、支援業務委託にどのくらいかかるのですか。

柳沢文化振興・文化財課長 ビジョンの策定支援の業務委託につきましては、2,119万5,000円を見積もつてございます。先進地の事例調査については87万7,000円を見積もつてございます。

志村委員

わかりました。この分が支援業務委託費ということで理解をしました。

わからないのでお聞きしますが、これだけ費用をかけないと、美術館ビジョンはできないということでしょうか。例えば、今後、博物館ビジョンをつくりますとか、何とか館ビジョンをつくりますといたら、毎回費用がかかるようなイメージをしてしまうのですが、山梨県立美術館は特別とか、何かそういう理由があるのでしょうか。

柳沢文化振興・文化財課長 まず、このビジョンの策定にあつては、前提といたしまして、昨年度末にやまなし文化立県戦略を策定いたしました。この戦略に沿って、県民が文化芸術によって豊かさを実感できる、これを目指してまいります。その中で、美術館については歴史や認知度、入館者の規模からしまして、本県の芸術文化の中核となる施設と考えてございます。また、令和10年度には開館して半世紀を迎えます。そうしたことから、文化立県戦略の実現のためにも、今回美術館に注目いたしまして、ビジョンを策定して美術館の変容だけではなく、文化立県の実現のために必要な検討をさせていただきたいと考えております。

志村委員

承知しました。私も文化振興に関して、山梨県は本当に多種多様な文化資源があるので、前向きに取り組んで、文化活動に関わっている方々、芸術家、音楽家、いろいろな方々がいらっしゃるので、そういう方たちの励みにもなるような美術館、また文化施設のバージョンアップをしていっていただきたいと思っています。

その一方で、新たな価値も大事ですけれども、当然、これまで築き上げてきたものについても重要な部分があるわけです。前の一般質問でもちょっとお聞きしましたがけれども、デジタルアーカイブという大きな課題に博物館や図書館、美術館も取り組んでいかなければいけないと思うのです。

だから、こういうビジョンを策定するときには、新しいものとか、新陳代謝していくという部分も当然あるかもしれませんが、これまで培ってきたものをどのように生かしていくかという部分での発想の新しさも取り入れていただきたい。デジタルアーカイブというのは、前にも言いましたけれども、博物館法を改正されて、これから必須になってきますので、その部分は美術館も、それから今後、文化振興の考え方の中でいろんな文化施設に対しても、必ずその辺を。今、何でもかんでもDXと言っているのですが、DXもそうですけど、そういうところの視点も、このビジョンで国内外の実績ある方々ですから、そういう発想も出てくると期待しています。出てこない場合は、ぜひ観光文化部のほうから、こういうこともビジョンの検討の中で当然検討してほしいということ、逆に言っていただくくらい、そういう視点を持っていていただきたいと思っています。最後に、その考えをお聞きしたいと思います。

柳沢文化振興・文化財課長 委員御指摘のとおり、デジタルアーカイブにつきましては、改正博物館法の中で重要な位置づけでございます。また、今後、美術館の課題というものを洗い出していくのですが、この中でもデジタル技術の活用というのは重要な課題だと考えております。また、今まで積み上げてきたアイデンティティというものがございますので、これを承継・発展させていくためにも、そういった技術は重要なところだと考えておりますので、いただいた意見を参考とさせていただきまして、検討の中で十分に研究・検討してまいりたいと思います。

討論

なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第176号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(インバウンド観光復活プロジェクト事業費について)

向山委員 観光の関係でインバウンドだと思うのですが、これは実際にそれぞれ1、2、3で分かれていて、これを実行する実施主体はどこになる予定でしょうか。

矢野観光振興課長 それぞれ事業主体を委託で変えてまいります。まずプロモーション事業費につきましては、プロモーションのための事業として委託事業に出す予定でございます。

それから誘客促進ツアー造成支援事業費につきましては、公募で本県向けの富裕層向けのプランをつくっていただきますので、その事業を実施する、いわゆる申請受付のところは委託事業として出させていただきます。

それから3の受入環境整備支援事業費につきましても、同じように各県内の観光事業者から整備を行っていただくために申請等を受け付けますので、これについても委託に出しまして、その中で申請の受理とか審査などを行っていく予定でございます。

向山委員 そうすると、1番はプロモーション事業自体を委託し、委託業者を探す。これはプロポーザルみたいな形で委託をする。2番も、まず、委託先が旅行業者を募集して、その旅行業者が1泊当たり1万円を助成する。最後の3番目も、委託業者に委託をした上で、そこで観光事業者を公募するというようなことでいいか確認です。

矢野観光振興課長 1番につきましては、プロモーションにつきましてはプロポーザルで公募を行う予定でございます。2番、3番につきましては、従前、グリーン・ゾーンプレミアム支援事業などをやっておりますので、そういったところで受け付けていただいたほうが流れとして非常にスムーズにいくと思っておりますので、既存の事業者への委託を想定してございます。

向山委員 確認ですが、グリーン・ゾーンプレミアムは、どこの事業者に委託していますか。

矢野観光振興課長 JATAという日本旅行業協会の山梨県支部に事務局を構えていただいておりますので、その事務局の中で、旅行会社の連携で、この事業を進めております。

白壁委員 その1万円というのは、1泊当たり補助事業として1万円？GOTみたいなことを始めるということ？県民割の5,000円プラス1万円からスタートするの？それとも、県民割は終わったから、GOTプラス1万円の2万円補助ができるということ？

矢野観光振興課長 この補助事業につきましては、ツアーを造成していただく事業者に向けて

の補助金になります。例えば、2泊3日で山梨県を訪れることで、1日当たり5万円以上を山梨県で使っていただくということを想定しておりますので、2泊3日で10万円以上を山梨県に来て使っていただくようなツアーを認定します。あと、行く場所として、グリーン・ゾーン認証された宿泊先や飲食店を使っていただく必要がありますが、そういった高付加価値のツアーを認定しまして、そこに向けて1人連れてきていただければ1泊当たり1万円を補助するといったこととございます。

白壁委員　よくわからないけど、団体旅行のためのものであって、今後スタートするG o T oは団体じゃなくて個人旅行だから、団体旅行を補填するための補助制度の造成という捉え方でいいのかな。その中で、何でもかんでもというわけにはいかないから、こういう枠を決めると。それを管理するのはJ A T Aが事務局になっていて、J A T Aと提携している観光業者がつくった造成商品について、これが対象になるということとでいいのかな。
 すごく難しいから、複雑に言われるとよくわからない。簡単に言ってほしいんだけど……。

矢野観光振興課長　県民割などにつきましては個人、いわゆる宿泊する個人あての補助金になります。これについては、あくまでも富裕層向けのツアーを造成してくれた事業者向けでございます。J A T Aが事務局でございますが、A N T Aですとか、さまざまな旅行事業者が本県に向けての富裕層向けのツアーを、インバウンドのツアーをつくっていただければ、それに向けて支援をする。今回はインバウンドパッケージツアーという形で解禁されてまいりますので、そういったパッケージツアーを本県に向けて誘致していくという目的でございます。

白壁委員　パッケージツアーを使うということね、団体とか何とかじゃないってことね。

矢野観光振興課長　もちろん、そのツアーの中に団体という形で来ていただいても全然構いませんので、団体におきましてもグループにおきましても本県向けの富裕層向けツアーを造成していただいて、実際来ていただければ支援するといった形でございます。

白壁委員　県民割とラップさせてやることができるということですか。

矢野観光振興課長　今回、インバウンドの誘客でございますので、全く対象者が異なります。

白壁委員　多分、G o T oは今度、インバウンドも拡大してくると思う。まだ決まっていないですが、いろいろと出てくると思う。そのときはどうするのか。
 いずれにしても、インバウンドだから対象にはならないと。インバウンドについてこういう形のものをつくっていったときには、その中にインクルーズできる仕組みになるわけですね。

矢野観光振興課長　この補助事業の対象は旅行事業者としておりますので、個人で来られた方も、事業者を通じて申し込まれてきた場合は小グループに入りますので、それは対象になると思いますが、個人で直接といった場合には対象となりません。

白壁委員　個人でホテルを取るんじゃないで、こういったパッケージ型に自分で申し込

んで取るっていうのがあるよね。これも全部対象になるということだ。

矢野観光振興課長 今回、このツアーを新設するに当たって、最初にこういったツアーを造成しますといった形で審査、指定を受けた上で募集をかけていただいて、実際催行された場合に支援していくという形になりますので、委員がおっしゃられるツアーも同じような形で実施されるということであれば対象になります。

白壁委員 1,000人分だけだよ。これで足りるのかな。

矢野観光振興課長 今回、想定している想定件数が700ツアー、4名ということで、2,800人分を想定してございます。これで足りるかどうかは、実際の実施状況を見ながら検討してまいりたいと思います。

白壁委員 1人当たりじゃなくて、1つのツアーに対してってこと？2,800ツアーであれば、2億8,000万円が必要なんだけど。1人1泊当たりと書いてあるから、よくわかんないんだけど、わかる？2,800人で、何人かは野宿をして、何人かはホテルに泊まってもらえばいいってことかな。

矢野観光振興課長 今回の想定でございますが、1万円掛ける2,800人掛ける3泊といったことで、8,400万円を想定して事業を構成してございます。

志村委員 今のところで、1つだけ確認ですけど、今の説明だと、催行されたらというお話だったので、造成しました、募集しました、申し込みました、催行しようかな、キャンセルが出ましたという場合は、当然これは補助しないということですか。

矢野観光振興課長 そのとおりでございます。

志村委員 それから、その次の3つ目の受入環境整備事業費補助金で、外国人観光客の利便性向上を図るための取り組みに対して助成ということですが、補助先観光事業者等、事業内容は多言語対応とかムスリム向け設備の整備等で1件当たり60万円が上限という内容について、済みません、なかなかイメージができなくて、具体的に、何か音声翻訳機を整備するとか、どういうものか幾つか事例を教えてくださいませんか。

矢野観光振興課長 まず、多言語対応でございますけれども、昨今、本県、免税店の認証施設が他県と比べて非常に少ないと、これだけインバウンドが来ている県においては非常に少ないということがありますので、免税のための設備を整備した場合に補助し、あるいは電子決済ですとか、自動翻訳ですとか、そういった多言語の対応などあらゆるもので、多言語の受入れが向上した場合に補助を考えております。

それからもう1つ、ムスリムですね。礼拝設備ですとか、あるいは認証を受けるといことでコンサルを受けたとか、実際に認証をしていただいたといったような対応の整備をした場合に、それについても助成する予定でございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑 なし

主な質疑等 産業労働部・労働委員会関係

※第175号 和解及び損害賠償額の決定の件

質疑

向山委員 経緯のところですが、訴訟で敗訴をしたというのがあるのですが、簡単に書いてありますけれども、県の主張が認められなかった要因というのはどのような分析をされていますでしょうか。

柏原産業人材育成課長 敗訴の理由としまして、覚書のほうには「売却することを確約する」という文言がございます。裁判所としましては、あくまでも確約であって、土地を売買するためには別途土地売買契約書が必要になるとの判決でございます。

向山委員 確約すると約束をしていただけて売買契約を結んでいなかったから、それは認められませんよということですね。わかりました。
そもそもですが、この場合でいう被告人が、かつての被告人になると思うのですが、契約者の方が県との売買契約に応じなくなってしまったのは、どういう理由でしょうか。

柏原産業人材育成課長 話を聞いた限りでございますと、要は、その覚書を締結した当時の賃料が安すぎるという理由でございます。

向山委員 賃料が安すぎるから結局7年間借りていて、思ったより安いからもう売らないみたいになっちゃったということですね。わかりました。
その方が、こういう裁判になって訴訟上では勝訴をされているのに、売却で和解、相手の方の合意があるから和解だと思うのですが、和解に応じる理由というのはどういうところでしょうか。

柏原産業人材育成課長 済みません、そこの辺は向こう方の事情によると思いますので、はっきりしたことはわかりません。

向山委員 窓口になっていた者が死去ということは、本人じゃないということですよね？

柏原産業人材育成課長 本人ではございません。本人は、話を聞いたところによりますと、施設に入っていると。

向山委員 最後にここだけ確認したいのですが、結局、もともと買おうと思っていた金額が3,534万円余りということで、その金額でやる場合に、今後は、この駐車場を使えるようになれば、これまでも含めてですけど、利用者にとっては、この裁判を含めて契約の中で不都合が生じていた部分は何かあるのでしょうか。

柏原産業人材育成課長 結果として不法占拠という形になっておりますので、今までパイロンを置きまして、そこを使わないようにしていました。今回、土地が売買できることになるということだと、そこのパイロンを撤去しまして全部使えるということになります。

志村委員 済みません、最初の経緯のところを、わかったらもう少し確認したいのですが、そもそも、将来こういう意思があったにも関わらず、どうして賃貸借で、しかも7年という設定をして、最初3年の契約をしたのか。この辺について、もう少し突っ込んだ当時の状況は説明可能ですか。

柏原産業人材育成課長 済みません、当時の状況は詳細にわかりませんでして、恐らく、今回、都留キャンパスを建設するときに相手方と土地売買をするに当たっては2筆あったそうです。1筆については都留キャンパスの用地として、もう1筆については、今後という話になった結果として、このような形になったと思っています。

志村委員 わかりました。いずれにしても2筆のうち1筆は、この上の大きい部分ですかね。そうだとすると、駐車場用地としてもできれば購入したいと、御本人からすると、いや、一遍に全部売っちゃうのはということだったのか、当面ちょっとお貸しするぐらいでいいですかねということだったのか、最終的にお売りするにしても貸している間の賃料がちょっと自分の希望とは相いれないということで3年貸した後の更新はちょっと拒否されたと。それでこういうことになったという理解でよろしいですか。

柏原産業人材育成課長 そのとおりでございます。

白壁委員 契約書の中で、例えば、買戻しの特約とか、売却するための特約をつけるんだけど、特約が確約だと思うんだよね。ということは、やっても何の効力もないということ。結果的には、もう裁判所でそう下ったということは、よく宅地建物取引的な契約というのは特約をつけるんだけど、それも駄目ということかな。

柏原産業人材育成課長 今回の件でなぜ裁判所から認められなかったということですがけれども、覚書の中には明らかに「確約」という言葉があって、その確約が、要するに先の約束だから土地売買をするに当たっては別途売買契約書が必要になりますという判断でした。

白壁委員 確約が特約じゃない。確約だから。いや、本当に特約というのをつけるんです。例えば、何かの関係があって、一旦その土地を売るけど、あとで買い戻すとか、何かこういうもので間違いなく売ってくださいますといったときの特約というものを特約と書いてやるんだけど、特約と確約は違うっていうことでいいのかな。後ろでうんうんと言っているけど、そういうことかな。

柏原産業人材育成課長 覚書に明らかに「確約」と明記されていたもので、裁判所のほうで、その覚書に書いてあった確約という言葉を持って今回の判断だったという話です。

白壁委員 覚書に確約って書いてあっただけじゃ駄目だと。これ、顧問弁護士に相談しないの？ 県の顧問弁護士がいるでしょう。顧問弁護士も大丈夫と言ったのかな。当時、誰がやったかわからないけど、土地契約というのは一番重要だから、月2、3万円、1物件当たり何万円か支払う顧問弁護士に相談するのが普通だと思うんだけど、しなかったのかな。

柏原産業人材育成課長 当時の担当者に確認したのですが、当時、弁護士に相談したというよ

うな話も聞いておりますので、恐らく県職員だけでやるというのではなく、弁護士も含めて協議した結果として覚書を締結したと思いますけれども、結果として、裁判所でそのような判断になってしまったということです。

白壁委員 弁護士も、県の法制担当もいるわけだし……。

こういうときに一番重要なところで、地代なんかは今後転変事変、そのときには甲乙両者が協議して決めるんだけど、多分そうしてあると思うんだ。甲が県で乙が賃借人、そうすると賃借人が言っているのを県がのまなかった、だから裁判になったと。その分の360万円を支払っていないんだよね。契約がこれになったから払わなかったのか。どういうことでこうなったの？普通は、相場が変わるから、そのときに両者協議してと必ず出てくるんだけど、そういうのはなかったのかな。

柏原産業人材育成課長 当時の詳細な状況がよくわからないのですが、いずれ覚書には、委員御指摘のとおり両者が協議するという文言は入っていません。その結果として、恐らく拒否されたときに何回か県と相手方の間で交渉されたかと思いますが、結局、値段というところで折り合わずに裁判という形になってしまいました。

白壁委員 その分は、法務局か何かに供託したということ？

柏原産業人材育成課長 そのとおりでございます。

白壁委員 普通は、ここまでこじれないでしょう。話がまとまったということでよかったです。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第171号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(休廃止鉦山対策事業費について)

水岸委員 課別説明書、産の2ページ、休廃止鉦山対策費について伺います。

旧宝鉦山は、私の地元である都留市の大幡川の上流にあり、その大幡川で昭和40年代に基準値を超えるカドミウムが検出されて問題になりました。それ以降、鉦山から流れ出るカドミウムを含んだ廃水の処理が続けられていると承知しておりますが、そこで、まず、現在行われている排水処理の内容と、大幡川の水質の監視状況について伺います。

中澤産業政策課長 廃水処理につきましては、鉦山から排出をされませぬ酸性の水を、まず施設に集めて中和をいたしまして、さらにカドミウムなどを沈殿除去した上で隣接する大幡川に放流をしております。

また、大幡川の水質監視につきましては、放流口の500メートル下流で毎

日検査をしております。また、放流口での検査も月1回行って安全性を確認しております。

さらに、民間に委託をいたしまして、現場事務所を設置いたしまして、廃水設備などの監視も行っております。

水岸委員

今回の補正で6,199万2,000円の予算をつけていただいているということで、廃水用の配管の改修工事と堆積場の耐震調査を行うということなので、いずれも地域の方々の安全・安心のために速やかに進めていただきたいと思いますが、一方で、堆積場は現在、都留市のターゲットボードゴルフ場として利用されております。ゴルフを楽しんでいる市民が多くおりますので、調査に当たっては地元都留市の意見をよく聞きながら丁寧に進めていく必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

中澤産業政策課長 委員御指摘のとおり、堆積場の調査に当たりましては、地元の都留市と連携をいたしまして進めていく必要があると考えております。このため、この事業の企画立案の段階から都留市立会いのもと、現地調査を行うなど、市と連携しながら取り組んでおります。

今後は、委員の御指摘も踏まえまして、都留市との連携をより密に行いまして、できるだけターゲットボードゴルフ場の利用に支障をきたさないよう努める中で、事業を進めてまいりたいと考えております。

白壁委員

これ、確か、毎年3,000万円クラスの予算で対症療法でずっとやって来たんだよね。国庫事業だけじゃなくて県単も使っているの、抜本的に見直さなければならぬということ、僕は前から言っている。今回、また6,000万円というけど、6,000万円では抜本的には直らないだろうと思っている。これ、今の話を聞いたら調査とか改修と言うんだけど、これは国策というか、極端に言えば国の責任だよ。本来であれば、何億円かけても何十億円かけても、二度とこういうものは受けないようにしていただくものであって、確か、毎年2,000万円か3,000万円ぐらいの予算だったと思う。ここでこういう予算が出てきたというのは、これをもう一度調査しながら、抜本的にいくのかなと考えたいんだけど、耐震診断とか調査だけで終わるということはないでしょうか。

中澤産業政策課長 今回行う事業につきましては、老朽化した配管を交換するというのと、あとは堆積場の耐震の調査を行うということで、調査の結果、どのような対策が必要になるのかというのは、調査をした結果によるところでございます。委員御指摘のように、抜本的な対策というものではございません。

この事業は、昭和56年から続けておまして、経費につきましては国が国庫4分の3負担をして、残りの4分の1の県負担分については、8割を交付税措置するという仕組みで続けております。現時点におきましては、坑内から流出する湧水を止めることが困難な状況でありまして、永続的に続けていく必要がございます。

委員御指摘のように、鉱山開発というのは明治以降、国策として行われておりますので、そういうことを勘案すると、本来は事業を国が行うべきとの意見もございまして、実態をいたしまして、国はこうした手厚い補助制度のもと、民間事業者が不存在の場合は、自治体が処理するというような仕組みになっておまして、現在に至っているという状況でございます。

白壁委員

私から言わせると、国の仕事だから抜本的に、先ほど水岸委員も言われた

ように、地域の人たちも安心して住みたい、病気も発症したくない、本来から言うところのものをぜひ国に、抜本的に何とかしてほしいということをお願いしてほしい。一朝一夕にはできないかもしれないけど、強くそういったものを要望していくというのは必要だと思いますので、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

それにしても、県費も多少なりとも払っているということでもありますので、多少でもないな、これだけあったら何件かの家庭は救われるかもしれない。ぜひ、そういった方向でやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

中澤産業政策課長 委員御指摘のとおり、抜本的な対策というところは極めて重要だと思いますので、機会を捉えまして、国のほうには要望なども検討してまいりたいと考えております。

(山梨の豊かさ共創基盤構築に向けた産業人材ニーズ調査費について)

長澤委員 課別説明書の産の5ページ、山梨の豊かさ共創基盤構築に向けた産業人材ニーズ調査費ですが、第1回の豊かさ共創会議を開催して議論されていると聞いております。やはり、人口減少に伴う労働者不足は県の喫緊の課題であると思えますし、デジタル化や脱炭素化を見据えた産業の成長のための次代育成への投資は重要だと私も思います。

この調査費についてですが、6月補正に計上した経緯と背景を伺います。

柏原産業人材育成課長 働き手がスキルアップする、それにより企業が収益を上げる、そしてその収益が賃金として働き手に還元される、こうした仕組みづくりに向けた具体策を議論するため、豊かさ共創会議を先月開催したところでございます。

そうした中、産業人材育成についてさまざまな御意見をいただきました。そこで、まず、企業等がどのようなニーズを持っているのかを調査する必要があるということで、今回の補正予算に計上したところでございます。

長澤委員 この調査の目的は何でしょうか、教えてください。

柏原産業人材育成課長 企業の生産性や収益の向上、働き手の賃金を含めた労働環境の改善を図るため、デジタル化や脱炭素化の進展など、新しい時代において求められる人材やスキル、人材育成を推進するための環境を把握することを目的としております。

長澤委員 この調査のもう少し具体的な内容と、今後のスケジュールについて、お願いします。

柏原産業人材育成課長 調査では、将来の労働需要の変化を踏まえた具体的なニーズを把握するため、有識者によるヒアリング調査を行うとともに、県内企業の経営者や労働者、教育訓練機関を対象にアンケート調査をさせていただきたいと考えております。得られた結果につきましては、山梨県における求める人物像やスキル、さらには人材育成を促進するための環境整備について明らかにしたいと考えております。

スケジュールにつきましては、御議決いただいた場合には速やかにコンサル会社を決めさせていただいて、9月に中間報告、12月に結果を取りまとめたいたと考えております。

長澤委員 これまでの答弁を踏まえまして、この調査を今後どのように活用していくの

かを伺います。

柏原産業人材育成課長 豊かさ共創会議を通じた議論の参考資料とするとともに、企業の生産性向上に寄与できる労働者のキャリアアップのための方策づくり、リカレント教育やリスニング教育を提供する環境づくりに活用していきたいと考えています。

(「美酒美県やまなし」ブランド強化学業費について)

藤本委員 産の4ページ、「美酒美県やまなし」ブランド強化学業費について伺います。まず、「美酒美県」の読み方は「びしゅびけん」でいいと思うんですが、この「美酒美県やまなし」は、どういう形でこの名前がついたのでしょうか。

三科産業振興課長 「美酒美県」とは、山梨県の美しい自然環境、あるいは、その自然から生まれる水、そういう美しい山梨県土から生まれた美しいお酒、ワイン、日本酒などという考え方になります。

藤本委員 「美酒美県やまなし」というのは、本県は、知事がワイン県知事で宣言されて、私たちがワイン県議会議員ということで発信をしているんですけども、今度「美酒美県」という形で県としてブランド化していくということは、私たちが「美酒美県議会議員」という形で名乗ってもいいのでしょうか。

三科産業振興課長 ワイン県というのは、ワイン県宣言のもとに名乗っておりますけれども、「美酒美県」というのはキャッチフレーズということになりますので、委員がそのような意思を持ってPRをしていただければ、我々産業労働部としては、非常にうれしいところでございます。

藤本委員 今度つくりかえる名刺には、「美酒美県議会議員 藤本好彦」という形にしたいと思います。

それと、この強化学業は、とても大事だと思うのですが、G I 山梨は、確か平成25年だったと思うのですが、ワインが指定されて、昨年、日本酒が指定されたということですが、ただ、G I の指定によって必ずしも競争の優位性が自動的に生まれるものではないと考えています。

そこで、改めて、G I 制度に認定されるのは、どのような意味があるのか。また、こういった価値があるのかをわかりやすくお聞かせください。

三科産業振興課長 お酒のG I につきましては、酒類業組合法に基づきまして地理的表示に関する表示基準で定められておりまして、品質、社会的評価の特性が確立されている場合に、産地内で生産されて生産基準を満たした商品だけがその産地名を独占的に名乗ることができる制度であります。いわば、国のお墨付きということになります。

本県で言いますと、ワインにつきましては、第一に歴史というものがあって、明治時代からブドウづくりが盛んに行われている。それに伴って、ワインの技術も確立されてきたというところ、また、気候の面がありまして、盆地という特有の気候の中で1日の寒暖差が大きい、あるいは夏の間、少雨という特徴がありますので、そちらで訴えていきたいと考えております。

日本酒につきましては、高い山々に降った雨水あるいは雪が、盆地という大きなろ過装置でろ過されて、さまざまな岩盤を通過してきれいな地下水となる。その水を使って醸すというのが山梨の特徴だと思いますので、そちらを広く訴えていきたいと考えています。

藤本委員

意味があるということ、胸を張って、後ろにぶつからないように、県民の皆さんに発信していきたいと思えます。

その上で、長崎知事も就任以来、山梨が既に持っているもので高付加価値化を実現すると、たびたび記者会見ですとか議会の代表一般質問の答弁、所信表明で言葉として使っています。こういった高付加価値化を実現するための施策を進めている中、そうはいつてもフランスのワインにおけるボルドーなどの原産地呼称制度と同様に、G I 制度というのは世界的な評価として確立した1つの格式になるということは理解しているのですが、このG I の指定は、県産酒のさらなる高付加価値化のチャンスだと私は思えます。

そこで、県産酒の高付加価値化に向けて、これまで県としてどのように取り組んできたのか、お伺いいたします。

三科産業振興課長 藤本委員から御指摘がありましたように、このG I の指定は、去年、日本酒が指定を受けまして、ワインと日本酒の2つのお酒で指定を受けたのは全国初という快挙でした。こちらは非常に高付加価値化の好機であると考えております。

その取り組みについてですが、昨年度、日本酒の指定を受けたということでしたので、東京都内にありますホテル、あるいは料飲店を対象として試飲会、さらに試飲会に来ていただいた方を県内の酒蔵に案内する酒蔵ツアーを実施して、実際に山梨の豊かな環境で育まれた水で醸されるお酒というストーリーをPRしてきたところです。

ワインにつきましては、平成21年度から取り組んでおりますけれども、ワイン酒造協同組合が行っておりますロンドンでのK O J のワインプロモーションを支援しております、日本固有の品種「甲州」でつくられたワインという付加価値をPRして認知度向上に努めてまいったところであります。

藤本委員

既に取り組んでおられるということですが、やはり継続することはすごく大事だと思います。予算の大小ではなく、続けていくのは凡事徹底といいますか、継続していただきたいと思います。

そこで、本県のワインや日本酒は、G I の指定を受けたことで、さらなる上質や品質の高さが強みになると思います。ただ、誰もが手に取れるというわけではないと思います。だからこそ、より多くの方に手に取ってもらいたいと思うものの、どうしても富裕層の方がターゲットになってくると思います。富裕層の方々から、これまで以上に高い評価を得られるよう、本県が認証したということで、富裕層にG I の制度の理解を深めてもらうことが重要と考えますが、今回、どのように富裕層の方たちに取り組むを進めていくのか、お伺いします。

三科産業振興課長 今回の補正予算案でお願いしています事業につきましては、首都圏の富裕層向けのホテル、あるいは飲食店の関係者などをターゲットにしまして、G I 山梨のワイン、日本酒の試飲展示会、あるいは商談会を行うことによりまして、実際にワインや日本酒を味わっていただくとともに、おいしさの背景にあります品質や物語を知ってもらうためのG I 山梨セミナーを開催いたしまして、山梨のお酒について、美酒美県について深い理解を得ようと考えております。

ワインについては、甲州ワインの持つフレッシュでクリーンな味わい、あるいは、和食とのマリアージュについてPRするとともに、日本酒につきましては、良質な地下水によって醸される上質さについて理解を深めていただくようにしたいと思っております。さらに、セミナーでは県産の食材も提供いたしまして、県産酒と県産食材のペアリングについても訴えていく予定であります。

これらの取り組みによりまして、高品質な酒の産地としてブランド力の強化を図ってまいりたいと考えております。

藤本委員

ぜひ、品質、また物語、何でもそうだと思いますが、物語はすごく大事だと思います。より理解してもらえるため、物語が途中で止まるのではなく、物語の先にさらに何かわくわくするようなものも考えていただきたいと思いますし、G I の指定を契機として、この一連の取り組みをさらに進めていただきまして、シャンパーニュ、またボルドーのようなお酒の名産地として、美酒美県やまなしという名前の価値がもっと世界的に高まりますように、ぜひ県産酒においても、私たち、また知事が目指している高付加価値化がなされることを期待しまして、質問を終わります。

三科産業振興課長 美酒美県の名酒アピールから、世界の名勝地に負けないようにという励みまで、ありがとうございます。

美酒美県やまなしが、本当に、世界の名勝地になれるように精いっぱい努力して、業界支援にも努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(やまなし食のグリーン・ゾーン応援キャンペーン事業費について)

向山委員

産2ページ、やまなし食のグリーン・ゾーン応援キャンペーン事業費についてです。これまでも発表がありました、追加分で何冊増刷するのか。また、これまでの販売実績を確認したいと思います。

中澤産業政策課長 食事券につきましては、ことしの2月から予定数量30万冊で実施をしております、6月5日の時点で27万1,992冊、おおむね約9割が販売済みとなっております。

増刷につきましては、補正予算の追加分ということで9万冊の発行をお願いしているところでございます。

向山委員

そうしましたら、かなり皆さんに浸透してきて、利用されていると思うのですが、1点、4月30日が期限というところで、30万冊分にはそういう記載があるので、4月30日までと勘違いをされている方もいまだにいらっしゃると思いますが、この9万冊については、8月31日までと新しく記載をしていただくとおもうのですが、まだ使えますよという部分の費用も、この中に入っていると思うのですが、どのように周知していくのかお伺いします。

中澤産業政策課長 委員御指摘のとおり、当初は2月から4月末までということでスタートいたしまして、2カ月延長いたしまして、現在は6月末となっております。さらに、今回の補正予算をいただく中で8月末までの2カ月延長という形になります。

県民の皆様には、ほぼ完売ということで御利用いただいておりますが、今後、増刷するということですので、県民の皆様への周知徹底を図りたいと思っております。今回の予算などを活用いたしまして、新聞広告ですとかキャンペーンサイト、あるいは県のホームページなどを使いまして、県民の皆様によくPRをして、利用を促進してまいりたいと考えております。

向山委員

ぜひよろしく願いします。

この前タクシーに乗ったら、同じくついてくるタクシー・運転代行利用券が4月30日までだから、4月29日に5,000円を一気に使う人がいたとか、

間違っって使ってしまう人もいるみたいなので、8月まで延びているんですよということを広く知っていただけるように、また周知をお願いしたいと思います。

(産業集積促進助成金について)

もう1点、産3ページの産業集積促進助成金の確認です。先ほどの説明では、サンスターグループとエーティーエルシステムズだと思うのですが、この金額の内訳を確認したいと思います。

行村成長産業推進課長 産業集積促進助成金につきましては、サンスターが上限の5億円、それを除いた額につきましてはエーティーエルシステムズでございます。

向山委員 この産業集積促進助成金は、今回5億円と2,000万円強ということですが、年間で大体どのくらい助成金を支出されているのですか。

行村成長産業推進課長 年度によって投資額がまちまちではございますが、本年度の当初予算につきましては、7社、約9,000万円程度でございます。

向山委員 そうすると、済みません、私は、その金額の大きさがわからないのですが、サンスターの5億円というのは結構大きい金額が出ているという認識でよろしいですか。

行村成長産業推進課長 先ほど申し上げたように、単年度の予算を上限にしておりますので、今回、5億円を超えるということでございますので、非常に大きい投資額になっておると承知しております。

向山委員 サンスターグループは南アルプス、エーティーエルシステムズは、調べると甲府市太田町に本店を移しているということで、県のいろいろな部分でのPRとか実績もあったと思いますので、県費で助成をした分だけ地域に貢献をしていただきたいと思います。

最後に1点だけ確認したいのですが、助成金は、設置が終わっているところに対して後づけで持っていくということでしょうか。例えば、これから進出したいというところなど、支払い期限をどこで区切って決めているのかをお伺いしたいと思います。

行村成長産業推進課長 委員御指摘のとおり、こちらの事業が始まった後に支出するものでございまして、1年以内というところで支出するところでございます。

向山委員 その1年以内というのは、前倒しで助成金を活用したいから、起業するときと一緒に欲しいという企業があらわれた場合、どのように対応していくのかを最後にお伺いします。

行村成長産業推進課長 こちらにつきましては、要綱において、事業が開始した以降に支払うとなっておりますので、要綱に基づいて対応させていただいております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第176号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第4-2号 国に対し「適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入に係るシルバー人材センターへの安定的事業運営のための適切な措置を求める意見書」の提出を求めることについて

意見

藤本委員 第4-2号、国に対してインボイス制度導入に係るシルバー人材センターへの安定的事業運営のための適切な措置を求める意見書の提出を求めることについて、シルバー人材センターは法律に基づき設立された公的団体であり、高齢者の社会参加を促進するとともに、医療費や介護費用の削減に貢献しています。しかしながら、インボイス制度が導入されると、免税事業者であるシルバー人材センターに新たに預かり消費税分の納税が発生しますが、シルバー人材センターでは、税負担の財源がないことから、運営上まさに死活問題の状況となってしまうおそれがあります。

このような状況において、今後もシルバー人材センターの安定的な事業運営が継続できるよう、本請願については採択とすることが適当であると考えます。

白壁委員 今、シルバー人材センターの運営上、預かり消費税の関係というんだけど、これは、いわゆる負担金及び出資金というか、市町村でいう19節から出ているものだよ。19節は負担金として出しているもので、シルバー人材センターは、何かあったときには市町村が責任を持たなければならない。本来から言うとし町村が責任を持つものだから、逆に言うと、万が一のときはできるようにしてある。こういうことを考えると、あまりにも国にこういう請願を出すというのは、ちょっとお門違いかなというところもある。どういう考えでそう言っているのかよくわからないけど、これは継続審議したほうがいいと思う。

志村委員 これは多分、全国的な傾向があるやともお聞きしていますが、私は、このインボイス制度の導入に関して、シルバー人材センターが非常に困ったことになるといような御意見を耳にしたことがあります。ただ、これがシルバー人材センターだけかというような観点も含めて、本来であれば、出てきた請願を慎重に多角的な観点から検討するという作業があってもよいのかなと思っております。ですので、私としても継続という判断でもないのではないかと感じております。

討論 なし

採決 採決の結果、採択すべきものと決定した。

※請願第4－3号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求めることについて

意見

水岸委員 最低賃金は、令和2年の引上げの際、新型コロナウイルス感染症による雇用や経済の影響が非常に厳しい状況であったことから微増だったが、令和3年には大幅な引上げとなっており、最低賃金については、新型コロナウイルス感染症による雇用や経済への影響を考慮し、国の中央最低賃金審議会、地方最低賃金審議会の審議を踏まえて決定されるものであり、中小企業、小規模事業者の経営実績を十分に考慮し、慎重に判断する必要があると考えます。したがって、本請願は継続審査とすることが適当であると考えます。

白壁委員 今回の岸田政権の一番重要なところは成長と分配と言っている。成長をして分配ということは、いかに労働分配率を上げていくかということが一番に言っていることであって、賃金が上がっているからいいという考え方はおかしいと思う。国の考え方はそういう方向だから、当然のごとく、こういったものが少なくともふやしていかなきゃならないということがまず基本にある。よって継続審議。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑 なし

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成並びに委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・閉会中の継続審査案件に関する調査の日時・場所等の決定は委員長に委任された。
- ・県外調査について、今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況等を注視する中で、8月31日から9月2日に実施することとし、詳細については後日連絡することとした

以 上

農政産業観光委員長 清水 喜美男